

練馬区災害廃棄物処理計画

令和7年（2025年）3月

練馬区

目次

第1章 総論.....	1-1
1.1 背景.....	1-1
1.2 目的.....	1-1
1.3 位置付け.....	1-2
1.4 対象とする災害、廃棄物等.....	1-3
1.5 災害時に発生する廃棄物処理の基本方針.....	1-10
1.6 各主体の役割.....	1-11
1.7 災害時に発生する廃棄物処理の目標期間.....	1-13
第2章 災害時に発生する廃棄物の処理.....	2-1
2.1 災害時に発生する廃棄物処理の全体像.....	2-1
2.2 災害廃棄物の処理.....	2-5
2.3 避難所ごみ・生活ごみ、事業系一般廃棄物の処理.....	2-29
2.4 し尿の処理.....	2-35
第3章 組織体制、関係主体との協力・連携等.....	3-1
3.1 組織体制の確立.....	3-1
3.2 関係主体との協力・連携.....	3-3
3.3 各種協定.....	3-6
3.4 受援体制の構築.....	3-7
3.5 区が支援する場合の対応.....	3-8
3.6 訓練、周知・啓発.....	3-8
3.7 本処理計画の見直し.....	3-9
資料編	
1 災害廃棄物等の発生量の推計方法.....	資-1
2 一次仮置場の必要面積の算定方法.....	資-6
3 一次仮置場等候補地一覧.....	資-8
4 一次仮置場等のレイアウト（例）等.....	資-10
5 関係する協定一覧.....	資-12

第1章 総論

1.1 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、自然災害が激甚化しており、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）および災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正や、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年東京都防災会議。以下「都の被害想定」といいます。）の見直しを行いました。また、近年風水害が増加していることを踏まえ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等を図るため、令和5年9月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定するなど、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

1.2 目的

災害時には、被災家屋の片付けにより生じる廃棄物、損壊家屋の解体・撤去により発生する廃棄物、避難拠点等から排出される避難所ごみ等を処理する必要があります。加えて、家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理しなくてはなりません。これらの廃棄物の処理が滞ると、区民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあります。また、その後の復旧・復興の妨げにもなります。

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、国や東京都の動向も踏まえ、「練馬区災害廃棄物処理計画」（以下「本処理計画」といいます。）を策定します。

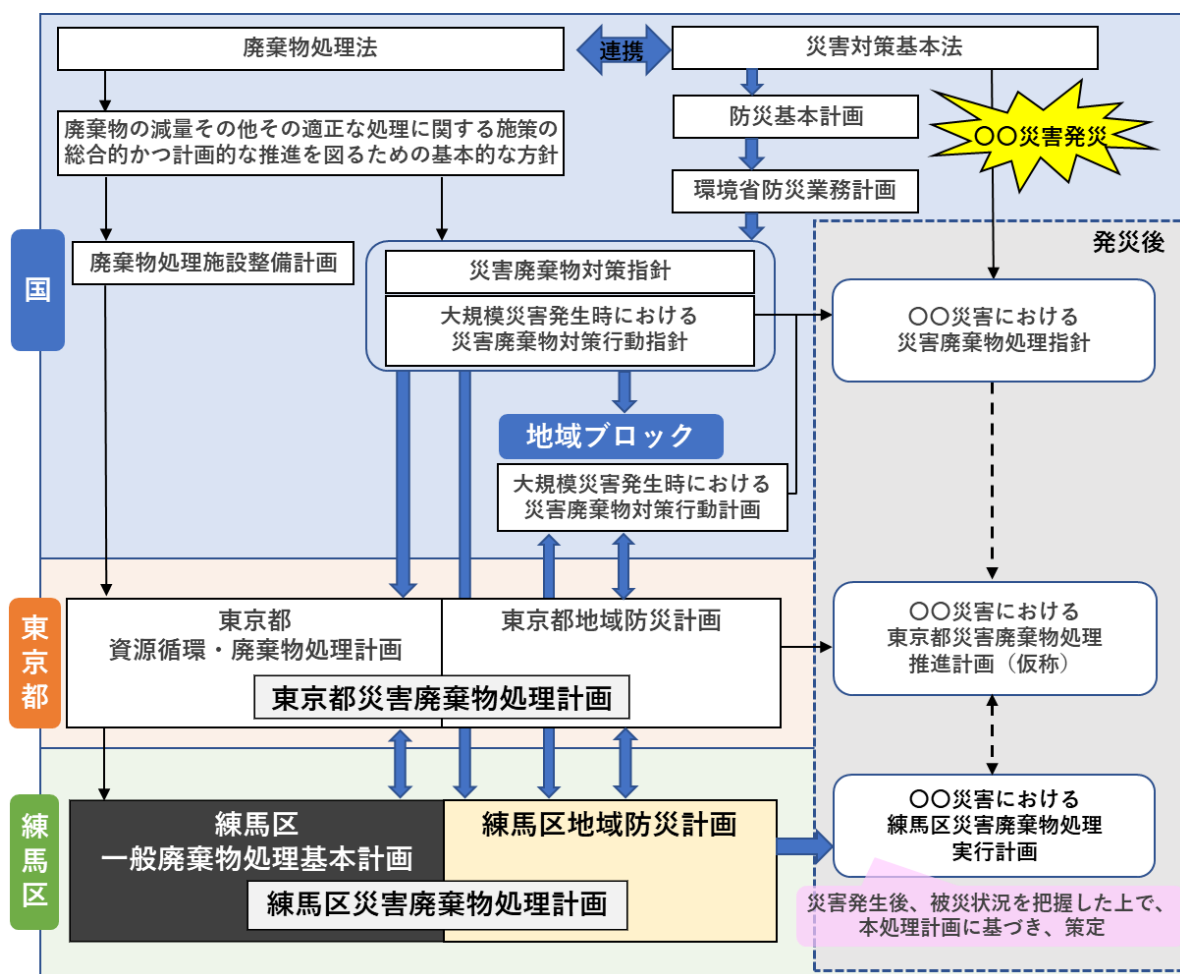
1.3 位置付け

本処理計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画です。同じく国が定める「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」、「練馬区地域防災計画」等の関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

発災後、区は、本処理計画に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。本処理計画は、災害廃棄物処理実行計画を策定する際の骨子となります。

本処理計画と他の法律・計画等との関係は、図1-1のとおりです。

図1-1 他の法律・計画等との関係



1.4 対象とする災害、廃棄物等

(1) 対象とする災害

本処理計画では、自然災害のうち、地震・風水害を対象とします。ただし、風水害による被害は、地震と比較して限定的となることが想定されるため、主に地震災害時を想定した対応を記載します。

一方、風水害により発生する廃棄物は、水を含んでいて腐敗が早い、災害が収まり片付けが始まると一斉に排出されるといった特徴があります。風水害特有の課題については、それぞれの項目において特記します。

※風水害への対応箇所については「★」により示します。

(2) 対象とする廃棄物

本処理計画が対象とする廃棄物は、被災家屋の片付けによって発生する片付けごみや損壊家屋等の解体により発生する解体廃棄物および被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物です。また、通常の生活から発生するごみやし尿についても対象とします。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととします。一方、平常時において区が収集を行っている小規模事業者が排出する事業系一般廃棄物について考慮する必要があること、区による廃棄物の処理と並行して事業者による処理が行われるため、廃棄物処理施設等の体制に過大な負荷がかかることのないよう調整が必要であること等から、本処理計画の対象とします。

本処理計画で対象とする災害時に発生する廃棄物の種類と概要は表1-1のとおりです。廃棄物の性状等は表1-2～表1-4のとおりです。

表 1-1 本処理計画で対象とする災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類	概要
災害廃棄物	・ 災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ） ・ 損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物） ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ その他、災害に起因する廃棄物
避難所ごみ等	・ 避難拠点等で排出される生活ごみ ・ 被災した区民が排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）
生活ごみ・し尿	・ 家庭から排出される生活ごみ・し尿（仮設トイレからのし尿を含む。）
事業系一般廃棄物	・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）

表 1-2 廃棄物の性状等（災害の種類別）

災害の種類	廃棄物の性状	写真
地震	・片付けごみや解体廃棄物が主となります。 ・比較的性状がきれいな廃棄物が排出されます。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出されます。	
風水害	・含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出されます。 ・住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出されます。 ・水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出されます。 ・竜巻等の場合、様々な種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生します。 ・倒木被害等による生木（抜根木も含む。）の割合が多くなります。	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

表 1-3 廃棄物の性状等（災害廃棄物）

廃棄物の 種類・品目	概要・特徴	写真
可燃物/ 可燃系混合 物	繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物です。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがあります。	
木くず/木材	柱・梁・壁材です。リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要です。火災防止措置を検討する必要があります。	
畳/布団	被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったものです。腐敗・発酵が進むと悪臭を発するほか、内部の温度が上昇し、火災発生のおそれがあります。	
不燃物/ 不燃系混合 物	分別することができない細かなコンクリートやガラス、屋根瓦などが混在する不燃系の廃棄物です。	
コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどです。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要です。	

廃棄物の 種類・品目	概要・特徴	写真
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材などです。 スチール家具等が含まれます。	
廃家電等	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」といいます。）の対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や小型家電等で、災害により使用できなくなったものです。	
有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類・農薬類等の有害廃棄物、太陽光パネル・蓄電池・消火器・ボンベ類などの危険物等です。	
廃自動車等	災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車です。	
その他、処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含みます。）、石膏ボード、塩ビ管等です。	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

表 1-4 廃棄物の性状等（被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物）

廃棄物の 種類・品目	概要・特徴	写真
避難所ごみ	開設した避難拠点等から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれます。	
生活ごみ	区民の生活に伴い発生するごみで、被災の程度が小さかった地域から普段どおりに発生します。	
し尿	トイレが使えなくなった場合、使用済みの簡易トイレ、携帯トイレが発生します。また、仮設トイレ等を設置した場合にはくみ取りし尿が発生します。	

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

(3) 災害廃棄物発生量等

都の被害想定では、首都直下地震である「都心南部直下地震」「多摩東部直下地震」、活断層で発生し多摩地域に大きな影響を及ぼす「立川断層帯地震」等、5つのモデルを想定地震として設定しています。練馬区地域防災計画では、定量化が可能な被害量については、区で特に被害が大きくなる「多摩東部直下地震」の最大値を用いることとしています。本処理計画においても、「多摩東部直下地震」における被害想定を用います。

都の被害想定では、多摩東部直下地震において、区内で最大約107万 t の災害廃棄物が発生します。これは、区の年間ごみ量（令和5年度 約12万 t）の約9倍の量に当たります。

災害時はこれに加えて、避難所ごみ、生活ごみ等が発生します。

被害想定の詳細は表1-5のとおり、想定される災害廃棄物発生量は表1-6のとおりです。

表 1-5 被害想定の詳細（多摩東部直下地震、冬・夕方、風速 8m/秒の場合）

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
2,493棟	9,932棟	11,004棟

表 1-6 想定される災害廃棄物発生量

建物区分	被害区分	発生量
木造	全壊	136,649 t
	半壊	273,400 t
	焼失	265,764 t
非木造	全壊	133,506 t
	半壊	258,430 t
合計		1,067,749 t

※ 資料編 1 「災害廃棄物等の発生量の推計方法」(1)アにより災害廃棄物の発生量の推計を行った。

1.5 災害時に発生する廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平常時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、災害時に発生する廃棄物処理の基本方針はつぎのとおりとします。災害が発生した場合は、本処理計画を骨子としながら、この基本方針に基づき、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理に当たります。

災害時に発生する廃棄物処理の基本方針

方針1 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や廃棄物処理関連施設の稼働状況、車両・重機等の確保可能数等を逐次把握した上で、計画的に処理を行います。

方針2 リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図ります。

方針3 迅速な対応・処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、期間を定めて処理に当たり、広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して周辺や広域での処理を進めます。

方針4 環境に配慮した処理

混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。

方針5 衛生的な処理

悪臭や害虫の発生等を防ぐため、衛生面に配慮した処理を行います。

また、有害性や腐敗性を踏まえ、可能な限り優先度の高いものから処理を進めます。

方針6 安全の確保

粗大ごみ一時置場への持込み、損壊家屋の解体・撤去、一次仮置場での搬入・搬出等の各種作業において、区民や作業従事者の安全の確保を徹底します。

方針7 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を可能な限り選択し、処理を行います。

1.6 各主体の役割

(1) 区の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、区が包括的な処理責任を負っています。区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集・運搬を行い、処理・処分まで一時的に保管するための一次仮置場の管理・運営を行います。並行して、避難所ごみ、生活ごみ等の収集・運搬を行います。中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の施設を活用し、最終処分については、東京都と連携して実施します。

(2) 区民の役割

被災地域の区民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底などの役割を果たすことが求められます。

また、片付けに便乗して災害に起因した廃棄物以外のものを出さない、定められた集積所以外の場所に勝手に出さないなど、緊急時だからこそ、モラルのある排出が求められます。

(3) 排出事業者の役割

排出事業者は、原則として自己処理責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。

ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、区の廃棄物処理に協力することが求められます。

(4) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）は、災害時に発生した廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行います。

また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理を行います。

(5) 東京二十三区清掃協議会の役割

東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」といいます。）は、23区および清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集および運搬に係る請負契約に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行います。

(6) 特別区災害廃棄物処理対策本部の役割

23区内に甚大な被害をもたらす災害が発生した場合に、23区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うため、各区および清掃一組から派遣される職員で構成する「特別区災害廃棄物処理対策本部」が設置されます。災害廃棄物の共同処理における基本方針の策定に関すること、車両の配車（清掃協議会が担当する事務を除きます。）ならびに二次仮置場および仮設処理施設等への搬入の調整に関すること等を所掌します。

(7) 東京都の役割

東京都は、各区が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受け、区における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、区に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

(8) 国（環境省）の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等（詳細はP3-3、3-4）をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築します。発災後は必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう支援します。併せて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、区において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に基づく区からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

(9) 協力協定事業者等の役割

協力協定事業者等は、区と締結した協定内容に基づき、可能な範囲で災害時に発生した廃棄物処理に必要な車両・人員・資機材等の確保・調達に係る支援を行うなど、区と協力して災害時の廃棄物処理対応に当たります。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都および区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見や能力を活かした役割を果たすことが求められます。

1.7 災害時に発生する廃棄物処理の目標期間

(1) 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ・解体廃棄物等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。

処理目標期間は、災害の規模に応じて個別に設定しますが、過去の大規模災害における処理期間を踏まえ、最長で3年とします。

なお、個別の災害の処理期間について国の指針等が示された場合は、その期間と整合性を図り設定します。

(2) 避難所ごみ・生活ごみ、し尿

発災直後は、必要に応じて生活ごみの収集作業を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を行います。集積所や道路状況、避難拠点の開設状況などの情報収集ののち、避難所ごみを含めた安全な収集・運搬ルートの策定など初動体制を確立し、速やかに被災状況に応じた避難所ごみ・生活ごみ、し尿の収集作業を実施します。

発災時は平常時と異なる収集体制となることが見込まれますが、生活環境の保全および公衆衛生上の観点から、可燃ごみを最優先で収集します。その後、体制が整い次第速やかに不燃ごみ、粗大ごみ等の収集を再開します。

第2章 災害時に発生する廃棄物の処理

2.1 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

災害時に発生する廃棄物処理の流れは図2-1に示すとおりです。

発災時には様々な廃棄物が発生し、それぞれに適切な対応が求められます。

また、発災後の時期によって発生する廃棄物の種類や量も異なるため、時期区分に応じた対応が必要です。特に発災初動期での対応が遅れると、その後の対応全てに影響し、目標期間での処理が困難となるため、発災初動期に対応すべき事項は事前に整理する必要があります。発災後の時期区分と特徴は表2-1のとおり、発災後の時期区分に応じた対応のポイントは表2-2のとおり、災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュールは図2-2のとおりです。

図 2-1 災害時に発生する廃棄物処理の流れ

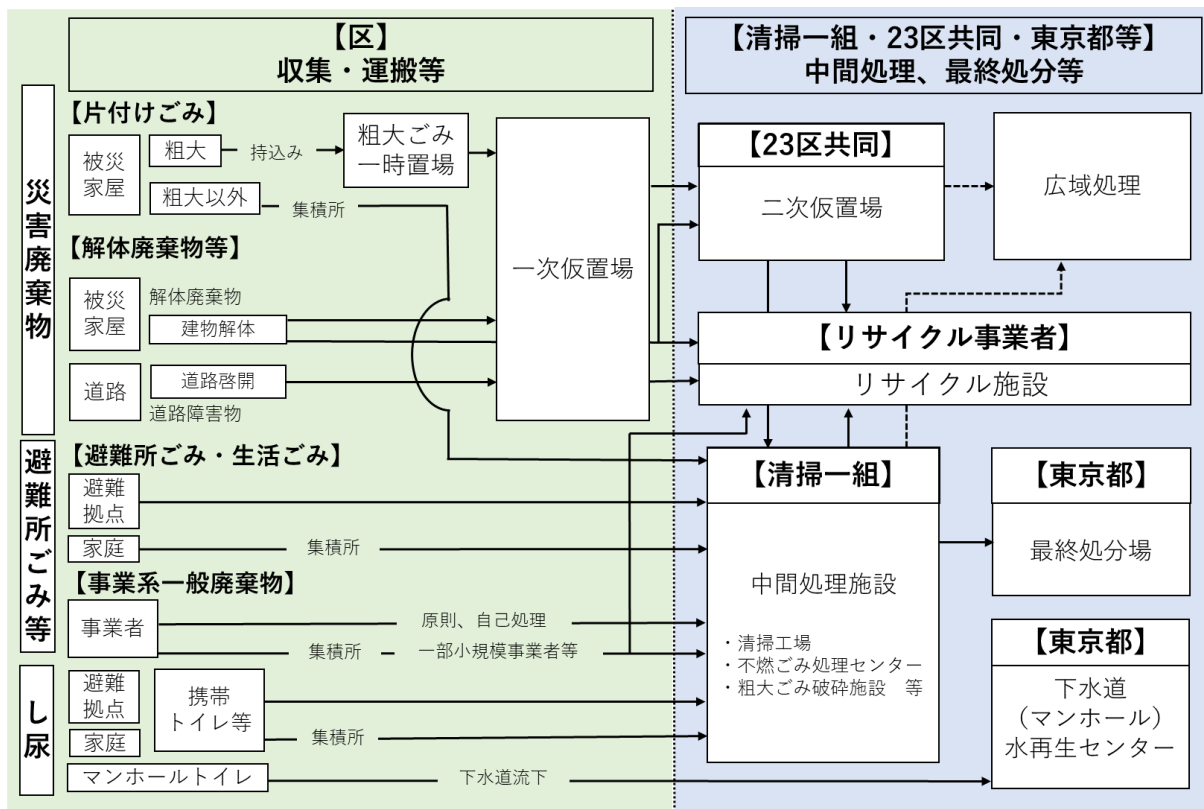


表 2-1 発災後の時期区分と特徴

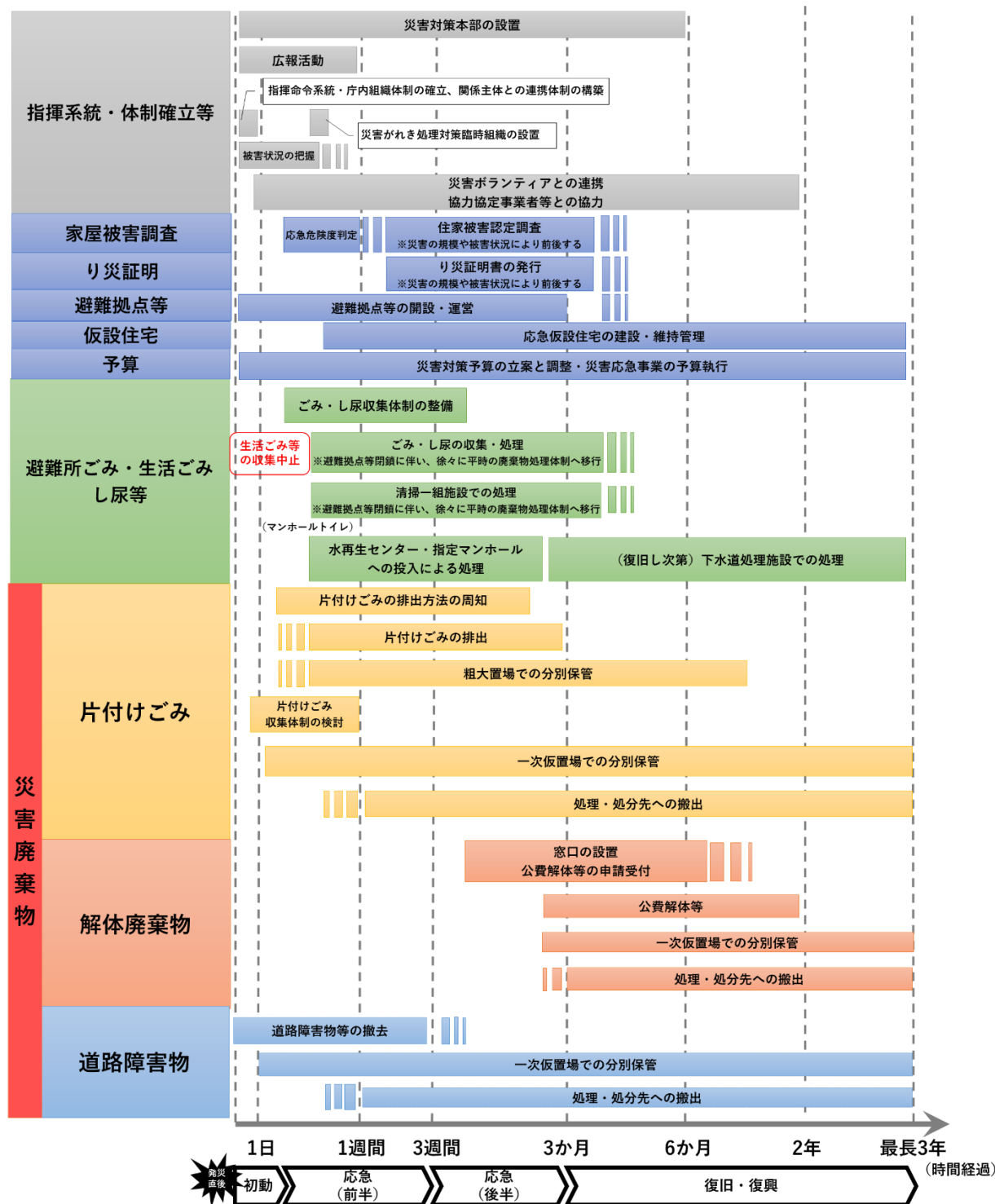
時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省）より一部抜粋

表 2-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

時期区分	対応のポイント
初動期	・安全および組織体制の確保 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ・情報収集、当面の処理の見通しに係る判断 被害状況に係る情報収集、災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 ・避難所ごみ・生活ごみ、し尿の処理体制の確保 収集・運搬体制の確保、清掃工場等の搬入先の確保、住民・災害ボランティア等への周知、収集・運搬の実施 ・災害廃棄物の処理体制の構築 粗大ごみ一時置場（以下「粗大置場」といいます。）・一次仮置場（以下「一次仮置場等」といいます。）設置場所の確保、災害廃棄物の収集・運搬方法の検討、車両・資機材・人員の確保、住民・災害ボランティア等への周知、粗大置場の設置
応急対応 （前半）	・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 継続的な処理体制への移行、災害廃棄物処理実行計画の検討 ・災害廃棄物の適正処理および一次仮置場等の適切な管理 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な収集・適正処理、粗大置場の管理・運営、一次仮置場の設置 ・災害廃棄物処理事業費の確保および各種契約事務 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金対応、災害報告書の作成、車両・人員・業務委託等に係る契約事務対応、支出管理
応急対応 （後半）	・災害廃棄物処理実行計画の策定 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間および処理スケジュールの検討 ・損壊家屋の撤去等に係る体制構築 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、住民等への周知、申請窓口の設置、一次仮置場の管理・運営 ・処理ルートを整備 23 区が共同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・ 復興	・災害廃棄物処理事業の実施・進捗管理 全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

図 2-2 災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュール



2.2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理の流れ

区民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の撤去等に伴い生じる解体廃棄物等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、区が設置する一次仮置場で分別保管後、23区共同で設置する二次仮置場等へ搬出します。

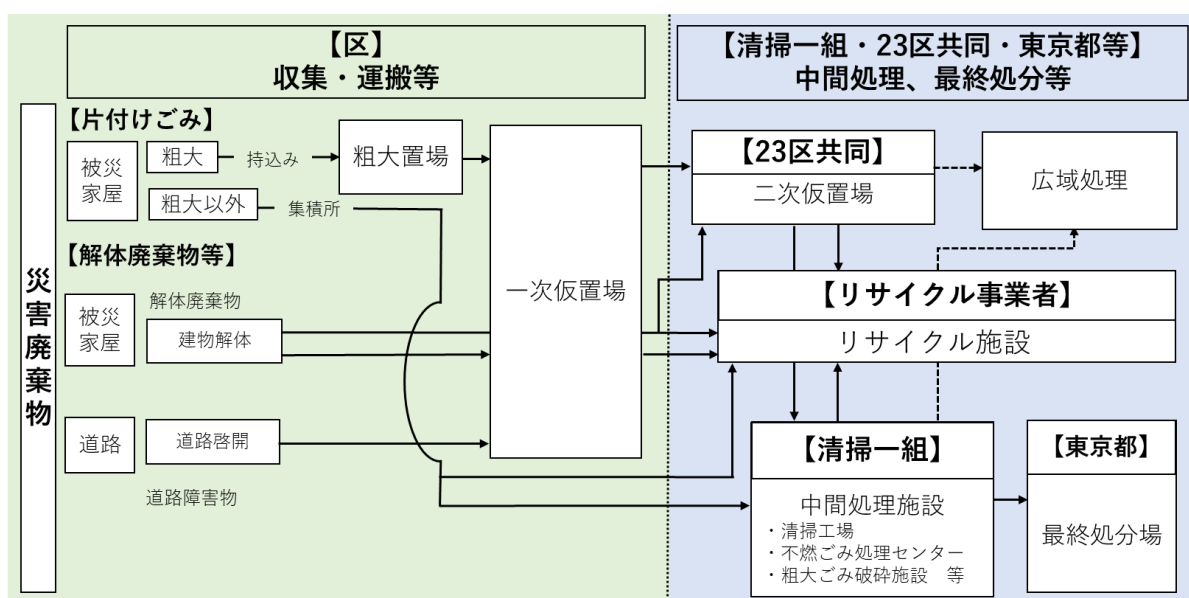
二次仮置場等では、災害廃棄物の減容化やリサイクルのための処理が行われます。災害廃棄物については可能な限りリサイクルを行い、リサイクルできないものは中間処理を行った上で最終処分します。災害廃棄物の処理に係る各主体の役割は表2-3のとおり、災害廃棄物の処理の流れは図の2-3のとおりです。

表 2-3 災害廃棄物の処理に係る各主体の役割

主体	役割
区民	・片付けを行った際に排出される片付けごみのうち粗大ごみを、区が設置する粗大置場に持ち込みます。持ち込みが困難な場合は、区における粗大ごみ収集再開後、収集の申込みを行います。 ・片付けごみのうち粗大ごみ以外のものについては、区における収集再開後、生活ごみとあわせて排出します。
区	・一次仮置場等を設置・運営します。 ・粗大置場で保管された片付けごみを一次仮置場に搬入し、処理先への搬出までの間、一時的に保管します。 ・道路障害物や解体廃棄物を一次仮置場に搬入し、一時的に保管します。 ・一次仮置場に保管していた災害廃棄物を処理方法に応じて適宜分別した上で、二次仮置場、処理施設等に搬出します。 ・可能な限り速やかに片付けごみを含む不燃ごみ・粗大ごみの収集体制を構築し、収集を再開します。
特別区 災害廃棄物 処理対策本部	・必要に応じて二次仮置場等を設置し、一次仮置場から搬入される災害廃棄物の減容化、リサイクルのための処理等を行います。
清掃一組	・一次仮置場、二次仮置場等から搬入される災害廃棄物について、焼却等の中間処理を行います。

主体	役割
東京都	・清掃一組が管理・運営する清掃工場等から生じる灰等の最終処分を行います。 ・二次仮置場等で処理された災害廃棄物のうち、リサイクルできない廃棄物の最終処分を行います。
協力協定事業者等	・区から要請を受けた場合、災害廃棄物の収集・運搬を行います。 ・区から要請を受けた場合、災害廃棄物の処理を行います。 ・区から要請を受けた場合、一次仮置場等の造成・管理を行います。

図 2-3 災害廃棄物の処理の流れ



災害廃棄物の処理は、時間経過に応じて、対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、処理の流れは発災後の時期区分に応じて整理します。

発災初動期から応急対応（後半）までは、片付けごみの対応に注力します。そのため、粗大置場の開設を優先的に進めるとともに、区による片付けごみの収集を行えるよう体制を構築します。あわせて、一次仮置場を開設し、粗大置場に持ち込まれた片付けごみや道路啓開作業等により発生する道路障害物を搬出できる体制を整備します。

復旧・復興期以降は、解体廃棄物への対応が中心となります。設置した一次仮置場を効率的に運用できるよう、撤去現場において可能な限り分別をするほか、廃棄物の種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じます。また、

二次仮置場の設置状況や処理施設の状況に応じ、解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬出する等の対応を検討し、特別区災害廃棄物処理対策本部と調整します。

災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化等の流れは図2-4のとおり、一次仮置場等の基本的な考え方は表2-4のとおり、災害廃棄物の仮置場イメージは図2-5のとおりです。

図 2-4 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化等の流れ

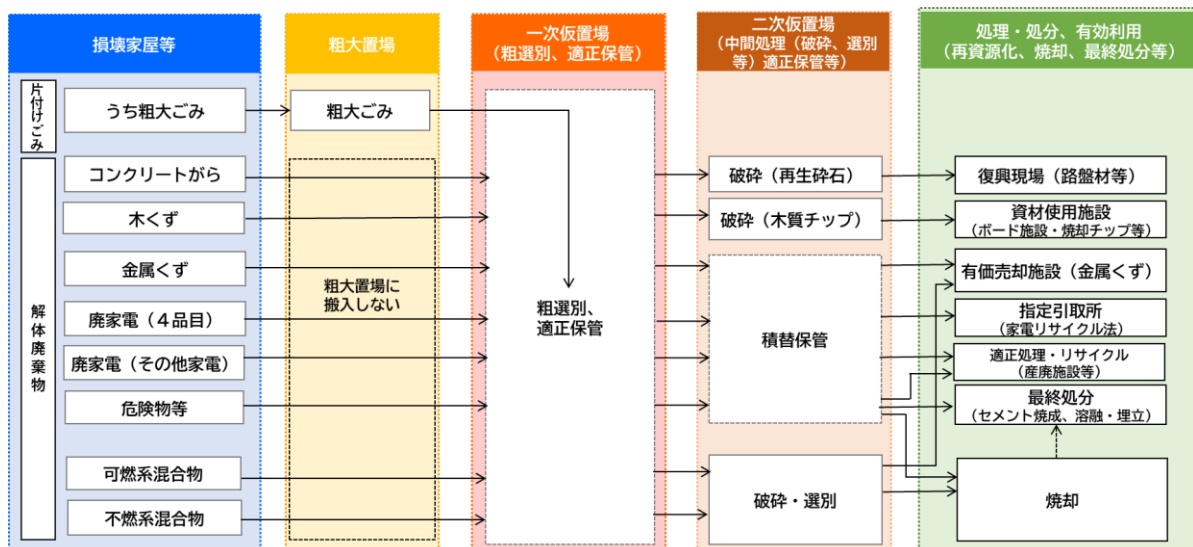


表 2-4 一次仮置場等の基本的な考え方

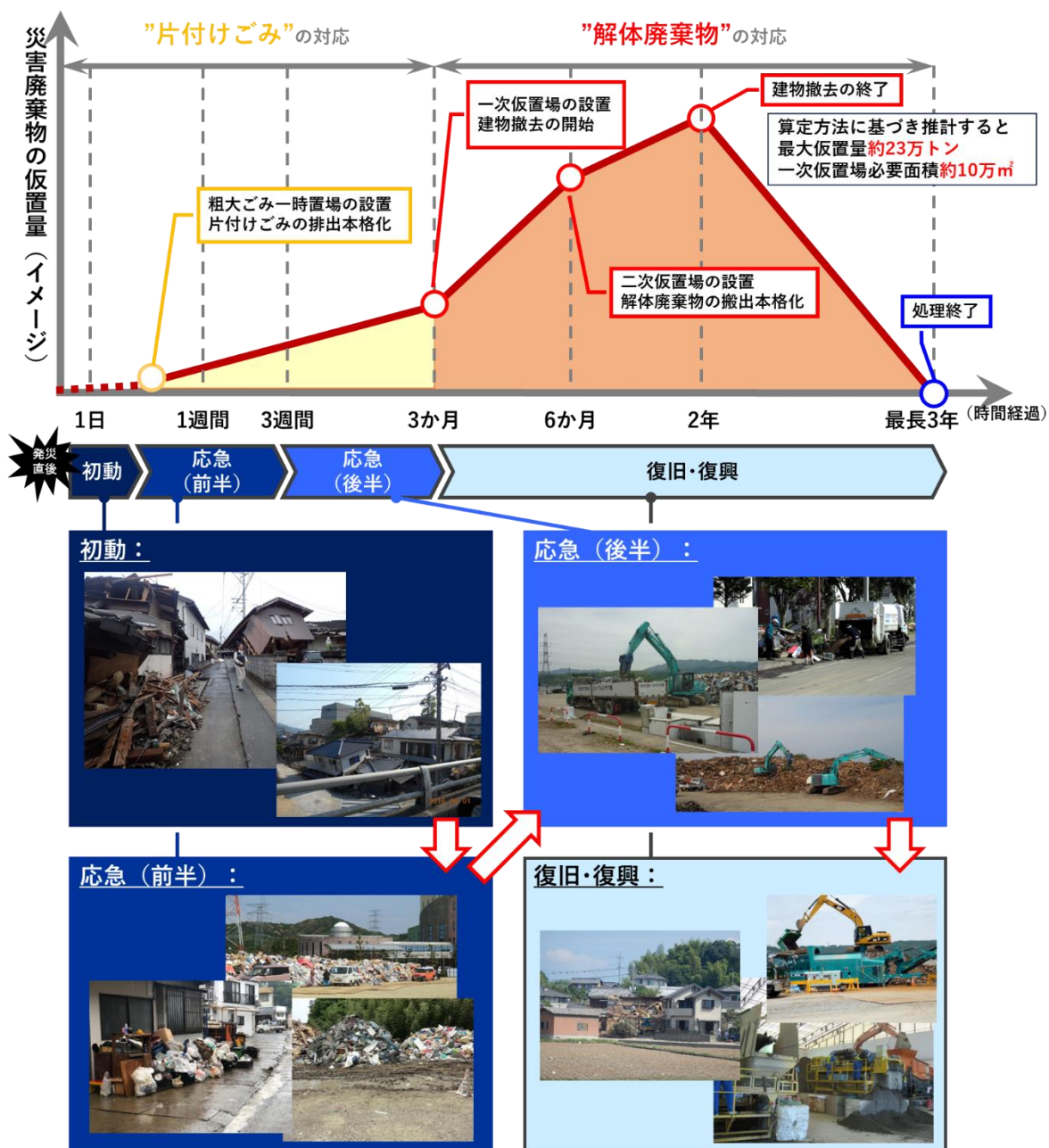
	粗大置場	一次仮置場
役割	・被災家屋から発生した破損・故障した家財道具等の粗大ごみを集積	・道路啓開や損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積
場所	・中規模以上の区内の公園や運動場等に設置	・大規模な区内の公園や運動場等に設置
設置期間	・最長で発災から1年程度	・最長で発災から3年程度 ・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて順次閉鎖
設置基準	・車両が通行する道路を確保 ・仮置きに使用できる面積がおおむね500㎡以上 ・被害の程度に応じ、区民が持ち込めるよう、可能な限り区内全域に設置	・大型車両が通行する道路を確保 ・仮置きに使用できる面積がおおむね5,000㎡以上 ・被害の程度に応じ、災害廃棄物の発生推計量を処理するのに必要な面積を確保できるように設置
持込方法・搬入方法	・原則区民が持ち込む ・粗大ごみを想定し、他の品目（可燃ごみ、不燃ごみ等）は持込みを禁止	・区または解体事業者が搬入
集積方法	・重機等はいずれに集積 ・最大高さ2メートル程度	・重機等を用いて集積 ・最大高さ5メートル程度
運営方法	・協力協定事業者等による運営を想定	・協力協定事業者等による運営を想定

※ 発災時は、資料編2「一次仮置場の必要面積の算定方法」を用いて一次仮置場の必要面積の算定を行う。

※ 資料編3に「一次仮置場等候補地一覧」を掲載している。発災時は、区内における被害の程度、他用途との調整結果等に応じて、主に候補地の中から適宜設置予定。

※ 資料編4に「一次仮置場等のレイアウト（例）等」を掲載している。

図 2-5 災害廃棄物の仮置量イメージ



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

(2) 災害廃棄物に係る発災初動期の対応事項

発災時は、大量の災害廃棄物が発生します。これらは、生活ごみとは全く別の廃棄物となるため、平常時とは異なる対応が求められます。

災害廃棄物について、発災初動期に対応すべき事項を整理すると、表 2-5 のとおりとなります。

表 2-5 発災初動期の対応事項一覧

対応事項
<u>区民・災害ボランティアへの周知・広報</u> ・ 災害廃棄物の排出・収集に係る情報提供 ・ 区民等への広報／報道機関への発表／広聴活動／記録の作成
<u>災害廃棄物の発生量の推計</u> ・ 被害情報等の情報収集 ・ 災害廃棄物の発生量の推計
<u>一次仮置場等</u> ・ 一次仮置場等設置場所の確保／管理体制の構築／設置・管理 ・ 片付けごみの持込方法の検討、周知 ・ 環境対策・モニタリング／火災対策／悪臭および害虫発生防止対策の実施
<u>片付けごみへの対応</u> ・ 片付けごみの区民による持込方法の検討・周知／受入体制の構築／収集方法の検討／収集体制の構築 ・ 持ち込まれた片付けごみ量の把握 ・ 今後新たに排出が見込まれる片付けごみの発生量の推計
<u>損壊家屋の撤去等</u> ・ 倒壊の危険のある建物の優先撤去 ・ 石綿対策／太陽光パネル・蓄電池等への対応／適正処理の指導
<u>処理が困難な廃棄物等への対応</u> ・ 害虫・悪臭防止のための消石灰・消臭剤の散布 ・ 廃自動車等の所有者への引渡し／使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）等によるリサイクル ・ 有害物質・有害物質含有廃棄物等を取り扱う施設の被害状況の把握

(3) 災害廃棄物に係る対応事項

災害廃棄物の収集・運搬、処理を行うためには、平常時とは異なる様々な対応が必要となります。

それぞれの対応については、以下のとおりとなります。

ア 区民・災害ボランティアへの周知・広報

片付けごみは、発災後数日のうちに排出が始まることが想定されます。適正・迅速な処理のためには、発災直後から、粗大置場の設置・運営等に関する情報を区民・災害ボランティアに伝える必要があります。

また、区による損壊家屋の撤去等を実施するためには、区民からの申請を受け付ける等所定の手続きが必要になります。申請窓口や手続きの方法等の情報も、可能な限り速やかに情報提供する必要があります。

これらの情報について、正確な情報が伝わるよう、様々な手段を用いて速やかに周知・広報を行います。

区民・災害ボランティアへの周知・広報の発災後における対応フローは図 2-6 のとおりです。

図 2-6 区民・災害ボランティアへの周知・広報の発災後における対応フロー

初動期 発災後数日間	応急対応（前半） ～ 3 週間程度	応急対応（後半） ～ 3 か月程度	復旧・復興 ～ 3 年程度
片付けごみの区民による持込方法の検討、周知			
		公費解体および自費解体（費用償還）の申請方法等の広報	
		思い出の品・貴重品の保管場所・取扱い等の周知・広報	
			思い出の品の処分に係る周知・広報
区民等への広報／報道機関への発表／広聴活動／記録の作成			

(7) 発災時の対応

- ・ 粗大置場の開設状況、持込方法、片付けごみの収集方法など、区民・事業者等に提供すべき内容について検討します。
- ・ 同報系防災行政無線、ねりま情報メール、SNS、区公式ホームページ、広報車等を用いて、情報提供を行います。また、必要に応じ、予告広報（一次仮置場等の設置を予告する内容の広報）を行います。

- ・ 片付けごみの排出は、災害ボランティア等の支援により行われることが想定されるため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ボランティアに対して片付けごみの排出に係る情報を周知します。
- ・ 損壊家屋の撤去等を公費解体等（公費解体や自費解体（費用償還）詳細は P2-19、2-20）により行う場合の申請方法等について、被災者に周知・広報し、申請窓口を設置します。
- ★ 風水害時は、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、排出・収集に係る情報は速やかに周知します。

(イ) 平常時の対策

- ・ 災害時においても不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時に発生する廃棄物処理全体の遅れにつながる事等について、平常時から区民・事業者へ啓発します。
- ・ 発災後に速やかに周知・広報ができるよう、ひな型を作成します。

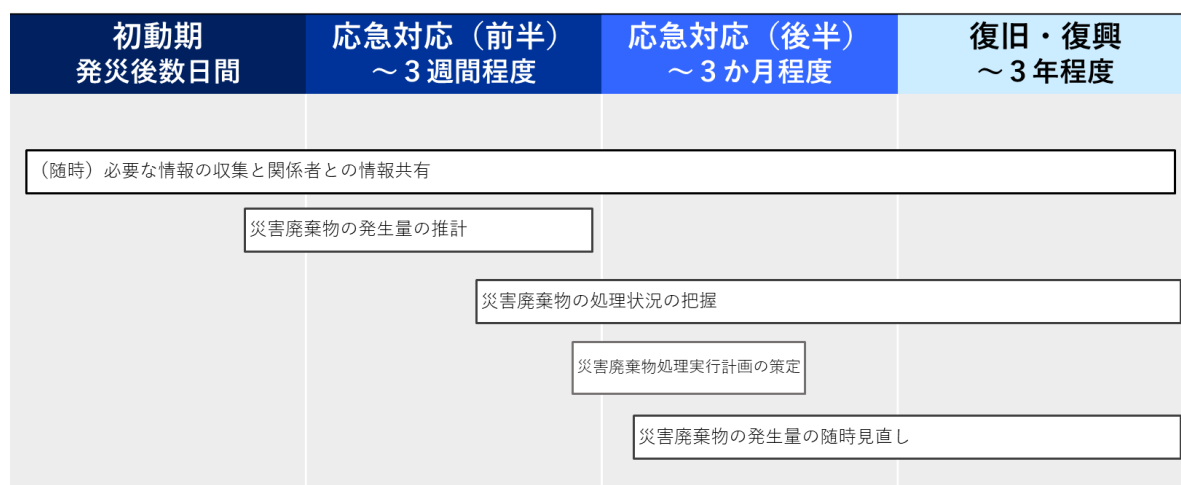
イ 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めることができるよう、発災後、速やかに必要な情報を収集し、災害廃棄物の発生量の推計を行います。

災害廃棄物の発生量の推計における対応フローは図 2-7 のとおりです。

※ 発災時は、資料編 1「災害廃棄物等の発生量の推計方法」(1)イを用いて災害廃棄物の発生量の推計を行う。

図 2-7 災害廃棄物の発生量の推計における対応フロー



(7) 発災時の対応

- ・ 災害対策本部から得られる情報のほか、応急危険度判定、住家被害認定調査、り災証明書の発行状況等の情報を収集・整理します。
- ・ 収集した情報を基に災害廃棄物の発生量を推計します。推計は情報の更新とあわせて適宜行い、より精度の高いものとします。
- ・ 片付けごみの収集再開後は、収集・運搬の実績等により、片付けごみ量を把握します。

(イ) 平常時の対策

- ・ 発災後に速やかに災害廃棄物の発生量の推計を行うことができるよう、推計フォーマットを作成します。
- ・ 家屋の被害状況等の情報について、迅速に情報収集・情報共有が行えるよう、被害状況の把握に係る情報共有方法について検討します。

ウ 一次仮置場等

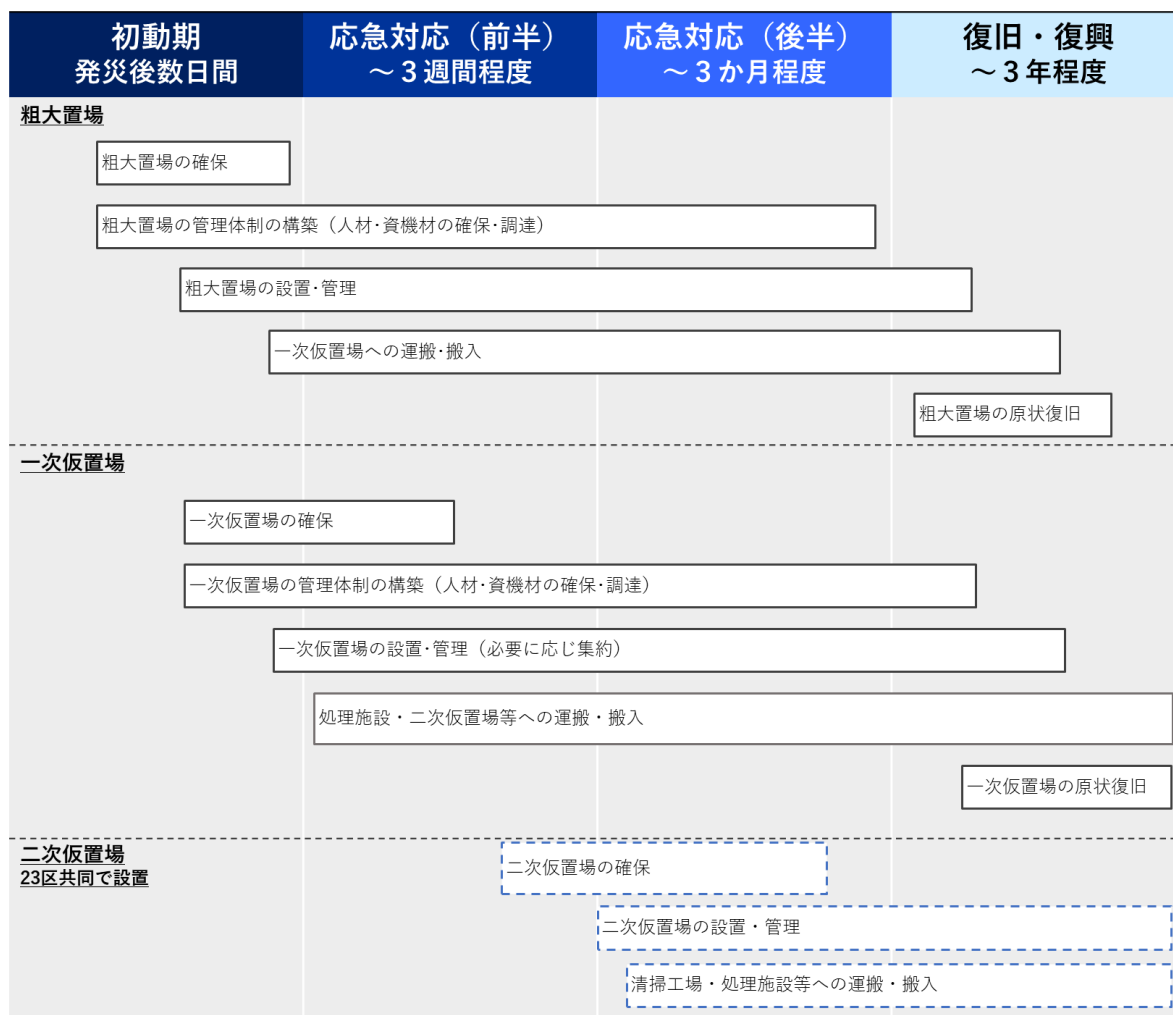
災害廃棄物は、通常のごみ処理とは異なる対応が必要となります。災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、一次仮置場等を設置し、保管します。一次仮置場等での災害廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響をきたさないよう、可能な限り種類ごとに分別保管します。

大規模震災等の発災時は、大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。一次仮置場等の確保・設置には相当規模のオープンスペースが必要となる等大きな課題がありますが、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理していくためには、一次仮置場等の速やかな設置・運営は必須です。平常時から一次仮置場等の設置基準を検討した上で候補地を選定し、発災時に災害状況を踏まえた上

で速やかに設置します。

一次仮置場等の発災後における対応フローは図 2-8 のとおりです。

図 2-8 一次仮置場等の発災後における対応フロー



(7) 発災時の対応

a 粗大置場

- ・ 可能な限り区内全域に配置できるよう設置場所を検討し、オープンスペースの使用について災害対策本部等に対し要望します。なお、オープンスペースの使用方法については、災害対策本部等において全体調整が行われます。
- ・ オープンスペースに係る全体調整後、設置場所の施設の所管課と調整し、住民等が片付けごみを直接持ち込むための粗大置場を設置します。
- ・ 粗大置場の造成・管理に必要な人員・資機材は、原則、協力協定事業者等との協定に基づき、確保します。
- ・ 粗大置場での作業に当たっては、片付けごみの荷下ろし・積み込み作業

等に伴う騒音・振動・粉じんなど、生活環境への影響に配慮します。

- ・ 片付けごみの排出状況・粗大置場の集積状況等を踏まえ、粗大置場に集積された片付けごみを一次仮置場に搬入します。

b 一次仮置場

- ・ 災害廃棄物を仮置きするために必要な面積を確保できるよう設置場所を検討し、オープンスペースの使用について災害対策本部等に対し要望します。なお、オープンスペースの使用方法については、災害対策本部等において全体調整が行われます。
- ・ オープンスペースに係る全体調整後、設置場所の施設の所管課と調整し、災害廃棄物を適正に保管するための一次仮置場を設置します。
- ・ 一次仮置場の造成・管理に必要な人員・資機材は、原則、協力協定事業者等との協定に基づき、確保します。
- ・ 一次仮置場の作業に当たっては、災害廃棄物の荷下ろし・積み込み作業等に伴う騒音・振動・粉じんなど、生活環境への影響に配慮します。
- ・ 災害廃棄物の発生状況、一次仮置場の集積状況、処理施設の被害状況、二次仮置場の設置状況等を踏まえ、一次仮置場に集積された災害廃棄物を二次仮置場、処理施設等に搬出します。

c 二次仮置場（23区共同で設置・運営）

- ・ 特別区災害廃棄物処理対策本部において、23区内で発生した災害廃棄物量等を基に、二次仮置場の必要性を検討します。
- ・ 二次仮置場の設置・運営は、23区共同で行います。実務は特別区災害廃棄物処理対策本部で行います。
- ・ 二次仮置場に搬入された災害廃棄物は、廃棄物処理施設の受入基準を満たすよう、必要に応じて二次仮置場内に設置される仮設の処理施設で中間処理を行います。

(4) 平常時の対策

- ・ 一次仮置場等の設置基準を検討し、あらかじめ候補地を選定、リスト化します。
- ・ 粗大置場は、区民や災害ボランティア等が片付けごみを持ち込むため、区内全域に配置できるよう候補地を選定します。
- ・ 一次仮置場は、最大で約 107 万 t 発生する災害廃棄物を分別保管するため、一定面積以上のオープンスペースを基に必要な面積を確保できるよう候補地を選定します。

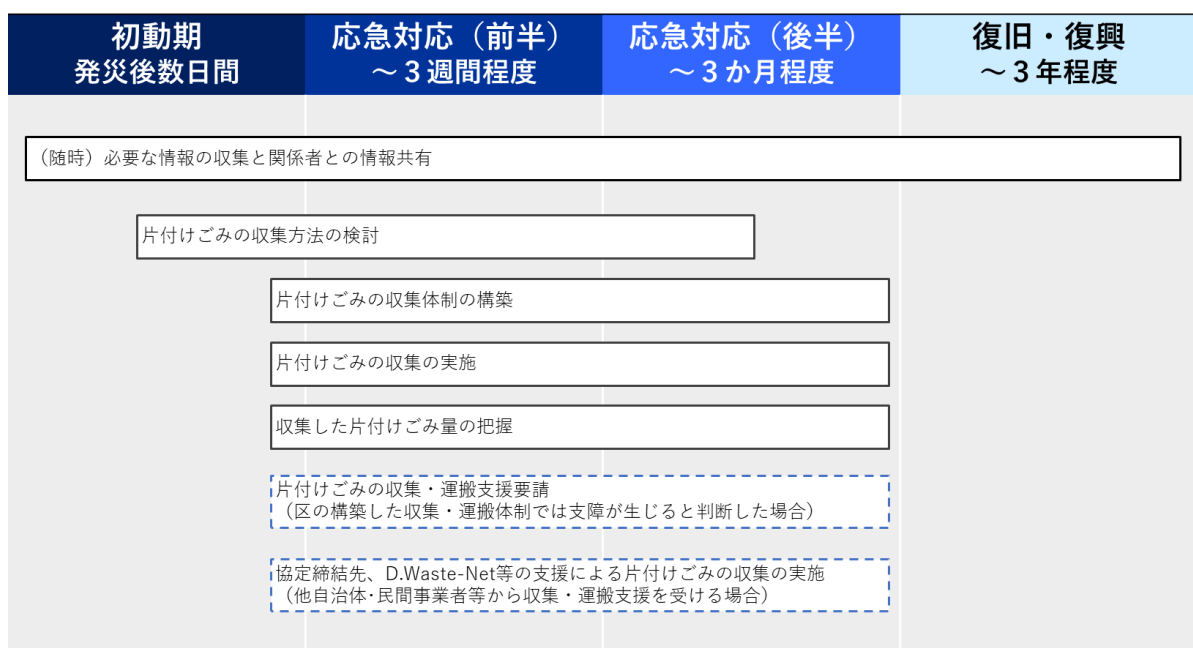
- ・ 一次仮置場等を速やかに設置できるよう、候補地ごとにレイアウトの検討や設置に当たっての留意点（車止め・フェンス等の撤去要否、搬入・搬出ルート、渋滞発生抑制のための滞留スペースの検討要否等）を整理します。
- ・ 一次仮置場等を適正管理できるよう、適宜事業者との協定を締結するなど、平常時から体制の構築に努めます。

エ 片付けごみへの対応

片付けごみのうち、粗大ごみについては、粗大置場で持込みを受け入れます。粗大置場への持込みが困難な場合や粗大ごみ以外の不燃ごみ等の片付けごみに対応するため、可能な限り速やかに通常時における排出方法での収集・運搬体制を構築し、適正に処理します。

片付けごみ収集の発災後における対応フローは図 2-9 のとおりです。

図 2-9 片付けごみ収集の発災後における対応フロー



(7) 発災時の対応

- ・ 各地区の被災状況を踏まえ、片付けごみの収集方法を検討します。
- ・ 区所有の収集・運搬車両および平常時から区のごみ収集事業で使用している雇上業者等の車両の被災状況を確認し、片付けごみの収集体制を構築します。区内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集・運搬ルートを選定します。
- ★ 風水害時は、被害は限定的ながらも、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。処理に当たっては、区内の不燃ごみ・粗大ごみ中継施設を活用します。
- ・ 区の構築した収集・運搬体制では支障が生じると判断した場合、排出される片付けごみの種類および量等を踏まえ、支援が必要な収集・運搬車両の種類や台数について検討します。
- ・ 支援が必要な車両の種類・台数について、清掃協議会に対して臨時車両の配車の要請を行います。また、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」の枠組みや既存協定等の活用も検討します。
- ・ 他自治体や民間事業者等の支援による片付けごみの収集が実施される場合、効率的に収集できるよう、支援に係るマネジメントを行います。

(i) 平常時の対策

- ・ 片付けごみの分別方法、収集方法等について検討を進めるとともに、片付けごみの収集方法や粗大置場での管理方法について、協力協定事業者等と協議・調整を行います。
- ・ 災害ボランティアへの片付けごみの分別排出に係る周知・広報の方法等について、関係機関と検討します。
- ・ 発災後に速やかに周知・広報ができるよう、ひな型を作成します。
- ★ 風水害に係る気象情報に注意し、必要に応じ、発災前に区民への周知や収集・運搬体制の構築等に取り組みます。

オ 損壊家屋の撤去等

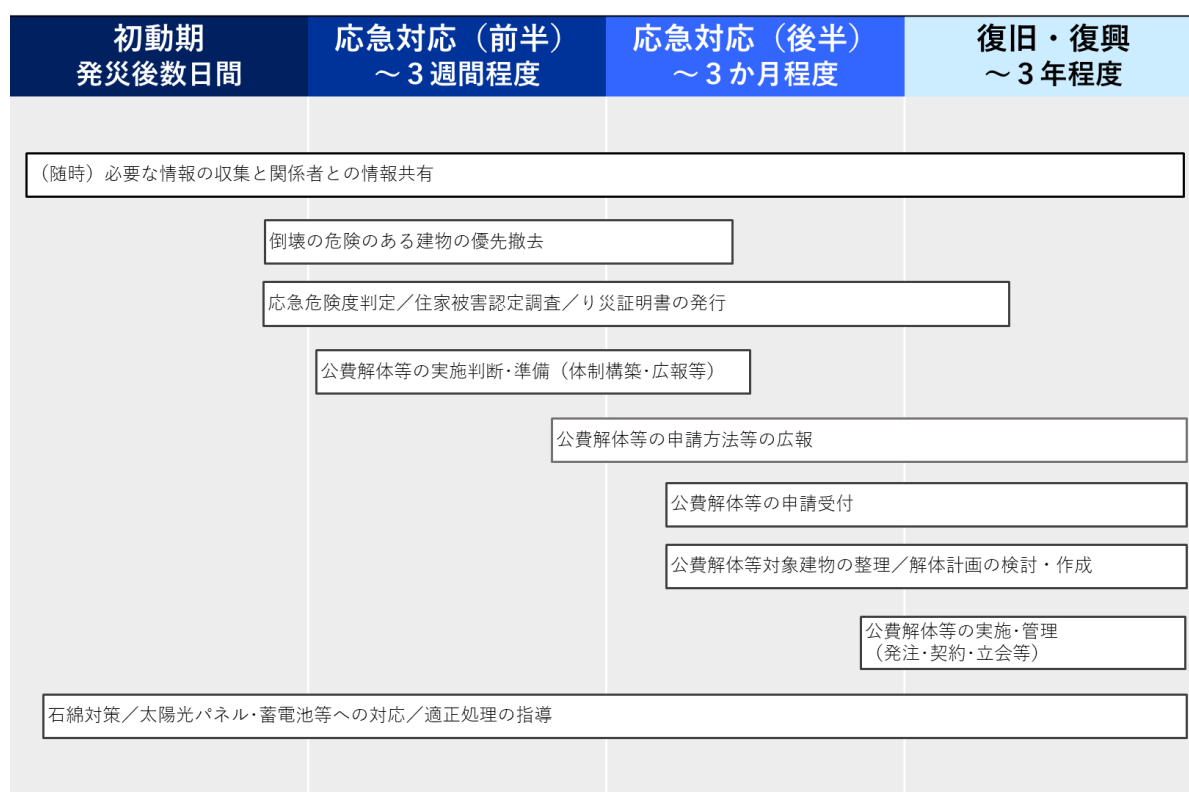
損壊家屋の撤去等は、原則として家屋等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害を引き起こす原因となり得る家屋等については、家屋等の所有者と協議・調整の上、区の判断で撤去等を行う場合があります。損壊家屋の撤去等に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿等をはじめとした有害物質の飛散防止策を徹底します。

全壊（震災の規模によっては半壊以上）の被害を受けた家屋、中小企業の店舗・事務所等（以下「損壊家屋等」といいます。）については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等（以下「公費解体」といいます。）を行います。緊急的必要性から所有者が自ら費用負担して解体事業者と契約し撤去等を行った場合については、一定の要件のもとで、区が費用を償還（以下「自費解体（費用償還）」といいます。）します。

また、事業者が所有する店舗・事務所等については、損壊家屋等に該当するものを除き事業者の責任において撤去等が行われます。

公費解体および自費解体（費用償還）（以下「公費解体等」といいます。）の発災後における対応フローは図 2-10 のとおりです。

図 2-10 公費解体等の発災後における対応フロー



(7) 発災時の対応

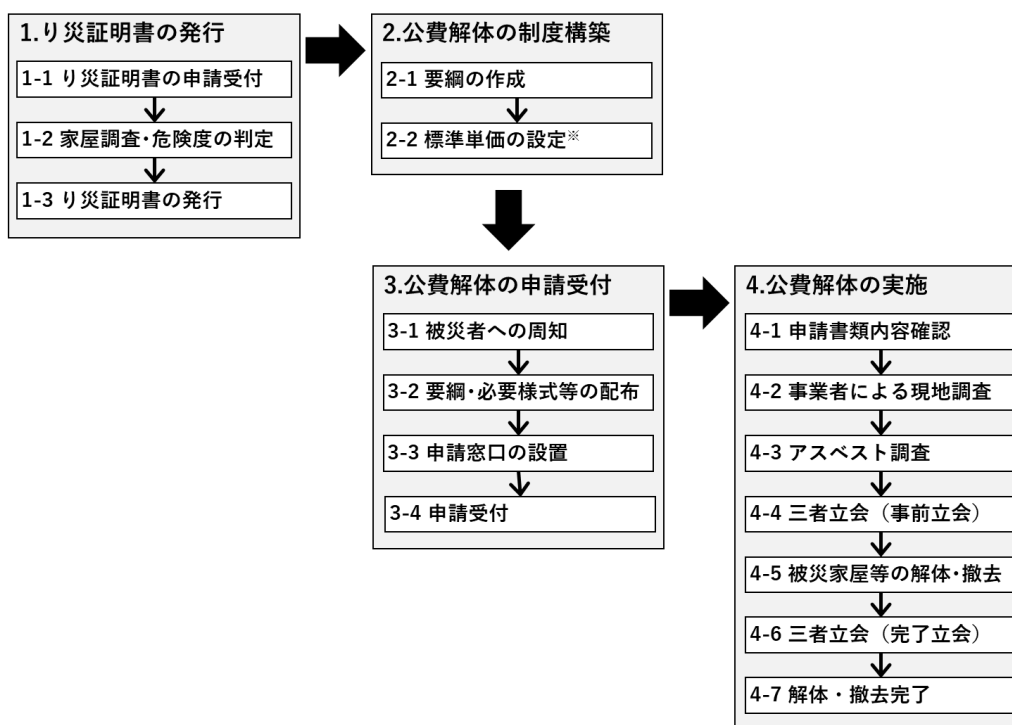
- ・ 通行の障害となっている廃棄物の優先撤去と併せて、人の搜索・救出、防疫・防火対策の必要性や社会生活の回復等のため、緊急的に撤去する必要があると認められた場合、倒壊の危険のある建物の優先撤去を行います。
- ・ 倒壊の危険のある建物の優先撤去に当たっては、建物所有者の意思確認が必要となります。ただし、意思確認ができない場合や意思確認に時間を要する場合等は、建物所有者の意思確認に寄らず、区が撤去についての判断を行います。

- ・ 公費解体等を実施する場合、要綱・様式等を作成し、申請受付に係る周知・広報を行います。
 - ・ 公費解体等の申請受付に係る庁内体制を構築します。
 - ・ 解体廃棄物は、可能な限り分別をした状態で一次仮置場に搬入します。その後、二次仮置場への搬出等を経て、資源化、適正処理等を行います。ただし、二次仮置場の設置状況や処理施設の状況に応じ、解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬入する等の対応を検討します。
- ★ 風水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営めます。平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進める必要があることから、原則として平常時の体制の延長で対応することとします。
- ・ 公費解体等の概要は表 2-6 のとおり、公費解体の事務処理手順の概略は図 2-11 のとおり、自費解体（費用償還）の事務処理手順の概略は図 2-12 のとおりです。

表 2-6 公費解体等の概要

制度	概要
公費解体	・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、明らかに廃棄物と観念できる全壊判定の家屋等を対象に区が解体・撤去を実施する事業です。 （特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となります。） ・ 半壊が国の補助制度の対象とならない場合は、区が独自で解体・撤去を実施するか検討します。
自費解体（費用償還）	・ 区が公費解体を開始するよりも前に、損壊家屋等の所有者が、自ら発注して解体に着手した場合にその費用を償還する制度です。 ・ 対象は基本的に公費解体と同様となります。損壊家屋等の解体・撤去費用以外の費用等は償還の対象外となる場合があることに留意が必要です。

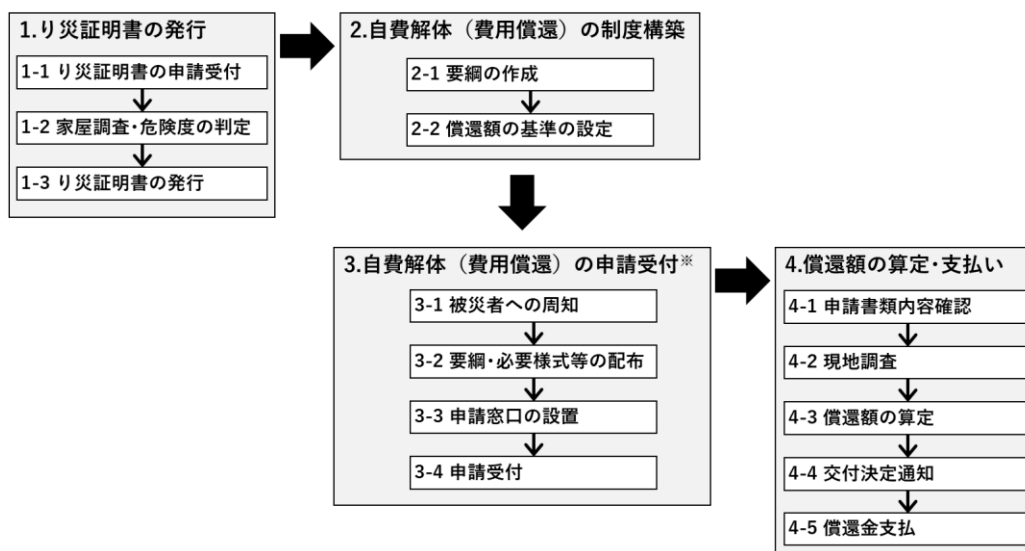
図 2-11 公費解体の事務処理手順の概略



※ 被害規模が大きく広範囲が被災した災害の場合、都が標準単価を設定する場合もある。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例から一部抜粋および改変

図 2-12 自費解体（費用償還）の事務処理手順の概略



※ 自費解体（費用償還）の申請受付時において、既に損壊家屋等の解体を個人が事業者へ発注して行われていることを想定している。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）参考資料【参 31-1】解体・撤去に係る手順と必要書類の例から一部抜粋および改変

(i) 平常時の対策

- ・ 発災後、速やかに公費解体等を実施できるよう、実施体制の検討を行います。あわせて、要綱・様式等のひな型を作成します。
- ・ 発災後、速やかに公費解体等の窓口を設置し申請受付が行えるよう、窓口対応についてあらかじめ協議・調整します。
- ・ 発災後、公費解体等について速やかに周知・広報ができるよう、周知内容・方法について検討します。
- ・ 公費解体等の円滑な実施に向けて、東京都と協議・調整し、解体業者の確保について検討します。

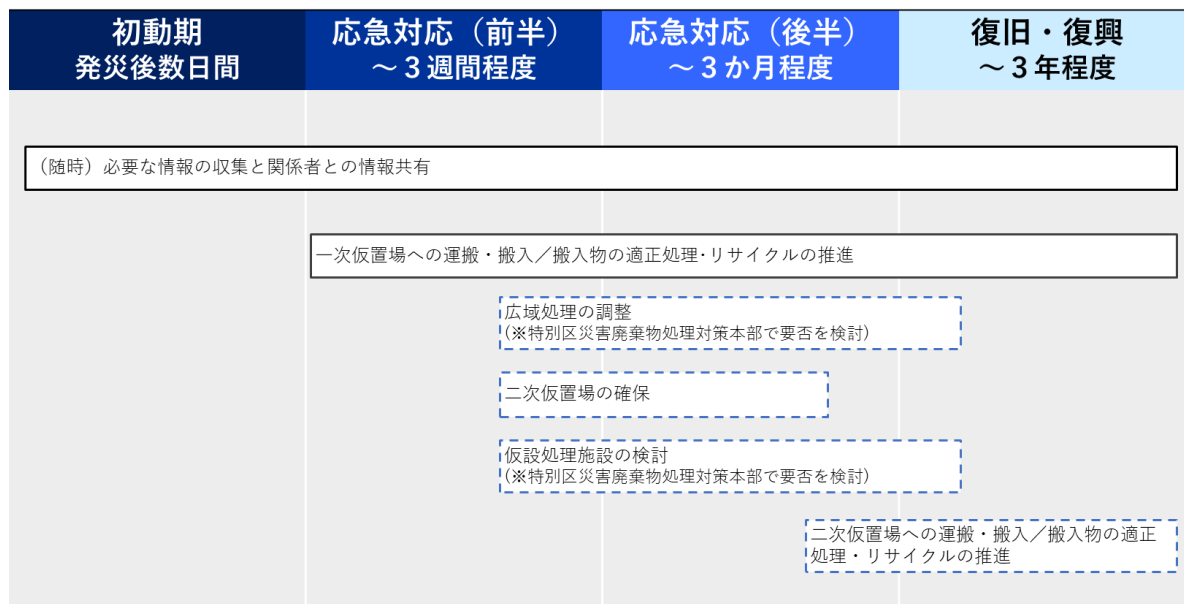
カ 処理・処分

一次仮置場等で分別保管した災害廃棄物は、可能な限り資源化を行った上で、既存の廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。清掃一組の施設では処理が困難な廃棄物は、民間業者と連携し、適正に処理を行います。

災害廃棄物は、可能な限り 23 区内で処理することを原則としますが、適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、東京都と連携し、発災後の状況や処理の進捗に応じて広域処理についても検討します。

処理・処分の発災後における対応フローは図 2-13 のとおりです。

図 2-13 処理・処分の発災後における対応フロー



(7) 発災時の対応

- ・ 一次仮置場には可能な限り分別した上で搬入することを基本としますが、その後の搬入先に効率的に搬入できるよう、必要に応じて一次仮置場において重機等を用いた分別を行います。
- ・ 一次仮置場で分別により生じる資源物（金属くず等）について、品質低下防止や一次仮置場の空きスペース確保の観点から、速やかに資源物の引取り業者に引き渡せるよう業者の確保に努めます。特別区災害廃棄物処理対策本部から資源物の搬入先の手配等について要請・指示があった場合は、その内容に従います。

(i) 平常時の対策

- ・ 災害廃棄物を可能な限り再生利用できるよう、種類ごとに処理方法を検討し、協力協定事業者等と協議を行います。

キ 処理が困難な廃棄物等への対応

処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境の保全に支障をきたさないよう処理を進める必要があります。

処理が困難な廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」等に基づき、特別区災害廃棄物処理対策本部や東京都を通じて広域処理の調整を行い、適正処理を推進します。

処理が困難な廃棄物等への発災後における対応フローは図 2-14 のとおりです。

図 2-14 処理が困難な廃棄物等への発災後における対応フロー

初動期 発災後数日間	応急対応（前半） ～ 3 週間程度	応急対応（後半） ～ 3 か月程度	復旧・復興 ～ 3 年程度
家電リサイクル法対象製品	家電小売店での引取り／家電リサイクル法によるリサイクル		
廃自動車等	所有者への引渡し／使用済自動車の再資源化等に関する法律等によるリサイクル		
有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他処理困難物	有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他処理困難物の適正処理		
	適正保管のための漏洩防止措置等の実施 (一次仮置場で保管せざるを得ない場合)		
腐敗性廃棄物	清掃工場等への搬出		
	害虫・悪臭等の防止のための消石灰・消臭剤の散布 (一次仮置場等で保管せざるを得ない場合)		

(7) 発災時の対応

a 家電リサイクル法対象製品

- ・ 家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電小売店での引取り、メーカーでのリサイクルが義務付けられています。家電リサイクル法対象製品を災害廃棄物から分別することは家電リサイクル法上の義務ではありませんが、処理に際して、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを行う義務があるため、家電リサイクル法に基づくリサイクルルートでリサイクルを行います。
- ・ 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能か否かを区が判断し、リサイクルが見込める場合は指定引取所に搬入します。リサイクルが不可能なものは、災害廃棄物として処理します。

b 廃自動車等

- ・ 廃自動車等は、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に基づき、所有者によるリサイクルを原則とします。所有者に引取りの意思がない場合は、引取業者へ引き渡します。
- ・ 所有者または引取業者への引渡しまでの間は、一次仮置場において適正に保管します。

c 有害物質・有害物質含有廃棄物等、その他処理困難物

- ・ 有害物質取扱施設等が被災した場合は、原則として事業者の責任において適切に処理が行われます。しかし、やむを得ない事情により事業者が自ら処理することができない場合は、事業者の意思を確認した上で、区が処理を行います。
- ・ 区が有害物質等の処理を行う場合、消防署とも連携を図り、その事業者が平常時に処理をしているルートを利用して処理を行うことを原則とします。平常時に処理をしているルートが使用できない場合は、東京都や一般社団法人東京都産業資源循環協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者の照会をかけ、当該有害物質等を適正処理できる業者を選定します。
- ・ 公費解体により発生した廃石綿等および石綿含有廃棄物については一次仮置場への搬入は行わず、原則として直接、中間処理施設・最終処分場に運搬します。
- ・ やむを得ず一次仮置場に受け入れる場合は、可能な限り耐水性のプラスチック袋等による二重梱包やフレキシブルコンテナバッグ等で梱包・養生された状態で受け入れ、飛散しないよう適切に保管し、速やかに処理するように努めます。
- ・ 廃石綿等以外の有害物質・有害物質含有廃棄物等について、原則として直接処理施設等へ搬入しますが、一次仮置場に搬入せざるを得ない場合は、その土地や周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に飛散・漏洩防止策を講じます。

d 腐敗性廃棄物

- ・ 処理が困難な廃棄物ではありませんが、片付けごみのうち粗大ごみに該当する畳等の腐敗性廃棄物を一次仮置場等に搬入せざるを得ない場合は、一次仮置場等において害虫・悪臭等の防止のための消石灰・消臭剤等の散布を行います。
- ・ 有機性のものは発酵・発熱することで火災の要因となります。積上げの高さ、他の廃棄物との距離に配慮して保管する等、一次仮置場等において発熱・発火防止対策を行います。
- ・ 主な有害物等への対応方法（例）は表 2-7 のとおりです。

表 2-7 主な有害物等への対応方法（例）

品目	処理方法
廃石綿（飛散性）等、石綿含有廃棄物（非飛散性）	回収した廃石綿等および石綿含有廃棄物は、二重梱包や固形化による飛散防止措置を行った上で、原則として一次仮置場では保管はせずに直接運搬し、中間処理施設、最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
PCB 含有機器（トランス、コンデンサ等）	「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和 5 年 2 月改定 東京都）の内容等を踏まえ処理を行う。所有者不明のものは、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理する。高濃度のものは中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へ、低濃度のものは環境省や都道府県の認定施設へ処理を委託する。
太陽光パネル	災害等が原因で落下・破損した一般家庭の太陽光発電設備のうち、撤去や処理が必要となり、廃棄物として排出される場合、災害廃棄物として区が処理を行う。太陽光発電設備の所有者から情報を得て被災状況を把握し、状況に応じ必要な対応や取扱いの注意事項について所有者へ指示するとともに、必要に応じて解体・撤去業者に情報を共有する。区が災害廃棄物として処理する場合には、解体・撤去事業者には災害廃棄物の解体・撤去を依頼し、感電に注意しながら収集・運搬、分別保管を行う。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理および【技 24-16】太陽光発電設備の取扱いについて（被災した太陽光発電設備の取扱い上の留意事項）から一部抜粋および改変

(4) 平常時の対策

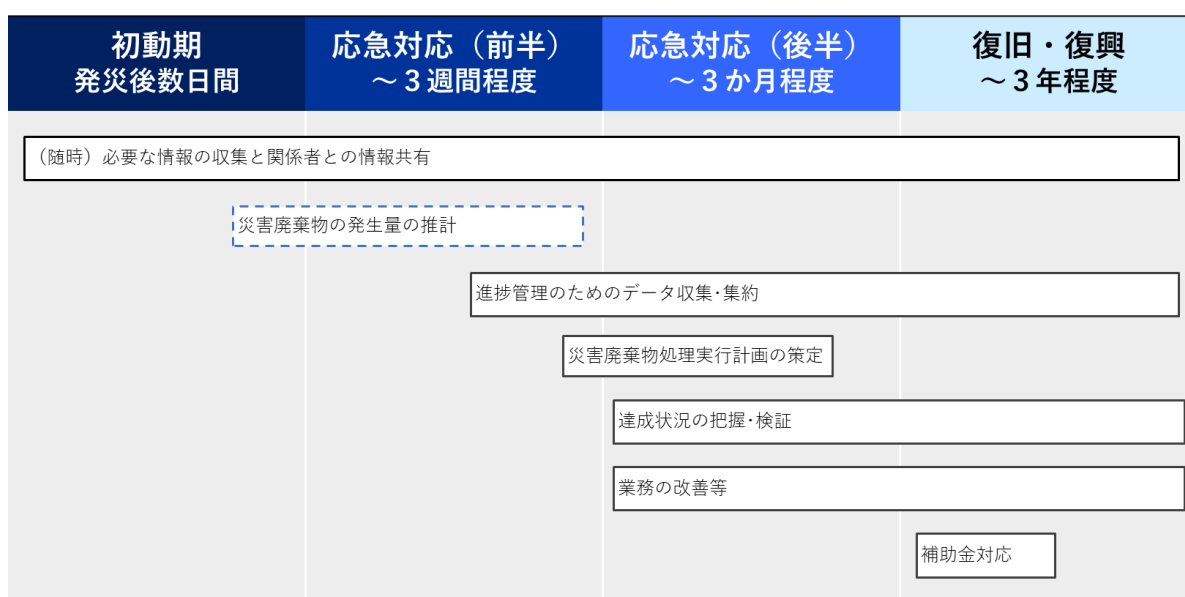
- ・ 処理が困難な廃棄物を発災後に適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、想定される処理方法や処理に当たっての留意点に係る情報を収集・整理します。
- ・ 必要に応じ、処理が困難な廃棄物の想定される処理先と協議を行い、災害時の対応について調整を行います。

ク 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、災害の規模や被災状況等に応じて、災害廃棄物を適正に処理するために災害廃棄物処理実行計画を策定します。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理していくため、処理状況、業務の達成状況、人材、資機材、一次仮置場等、処理施設等の状況を把握し、進捗管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図ります。

災害廃棄物処理実行計画の策定の発災後における対応フローは図 2-15 のとおりです。

図 2-15 災害廃棄物処理実行計画の策定の発災後における対応フロー



(7) 発災時の対応

- ・ 被災状況や災害廃棄物の発生量推計を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。
- ・ 家屋損壊棟数や撤去等の実施棟数等の情報を定期的に収集・集約し、庁内で共有するほか、東京都および特別区災害廃棄物処理対策本部等と共有します。
- ・ 特に災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して災害廃棄物を処理する際は、災害査定のための根拠資料・記録・写真等が必要なことから、契約等に関連する資料の整理・数量記録・写真撮影等を必ず行います。

(4) 平常時の対策

- ・ 速やかに災害廃棄物処理実行計画が策定できるよう、フォーマットを準備します。

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請や災害査定等に必要な事項を整理し、マニュアル等を準備します。

ケ 思い出の品・貴重品

思い出の品・貴重品（以下「思い出の品等」といいます。）が災害廃棄物の中に混入した場合、回収・保管・返却等の対応が必要となります。平常時から、思い出の品等の取扱いに係る対応を整理しておく必要があります。

思い出の品等の発災後における対応フローは図 2-16 のとおりです。

図 2-16 思い出の品等の発災後における対応フロー

初動期 発災後数日間	応急対応（前半） ～3週間程度	応急対応（後半） ～3か月程度	復旧・復興 ～3年程度
	思い出の品等の保管場所の確保		
		思い出の品等の保管場所・取扱い等の周知・広報	
	思い出の品等の回収		
	思い出の品等の保管・管理・返却／貴重品の警察への届出		
			思い出の品の処分に係る周知・広報

(ア) 発災時の対応

- ・ 発災直後は思い出の品等の回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保します。
- ・ 思い出の品等を発見した場合、廃棄物として処理されないよう対象物品を回収します。なお、回収した物品に貴重品が含まれる場合は、遺失物法（平成18年法律第73号）の手續等に基づき適正に対処します。

(イ) 平常時の対策

- ・ 思い出の品等の保管場所の候補を検討・選定します。
- ・ 公費解体の実施に当たっては、思い出の品等を取り扱う必要があることを前提として、対応方法をあらかじめ検討します。
- ・ 思い出の品等の取扱いルール（例）は表 2-8 のとおりです。

表 2-8 思い出の品等の取扱いルール（例）

項目	内容
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認します。
回収方法	公費解体現場で発見された場合はその都度回収します。 区民・災害ボランティアの持込みによって回収します。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管します。
運営方法	地元雇用や災害ボランティアの協力により運営します。
返却方法	原則、面会引渡しとします。 本人確認ができる場合は郵送引渡しも可能とします。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）より一部抜粋および改変

2.3 避難所ごみ・生活ごみ、事業系一般廃棄物の処理

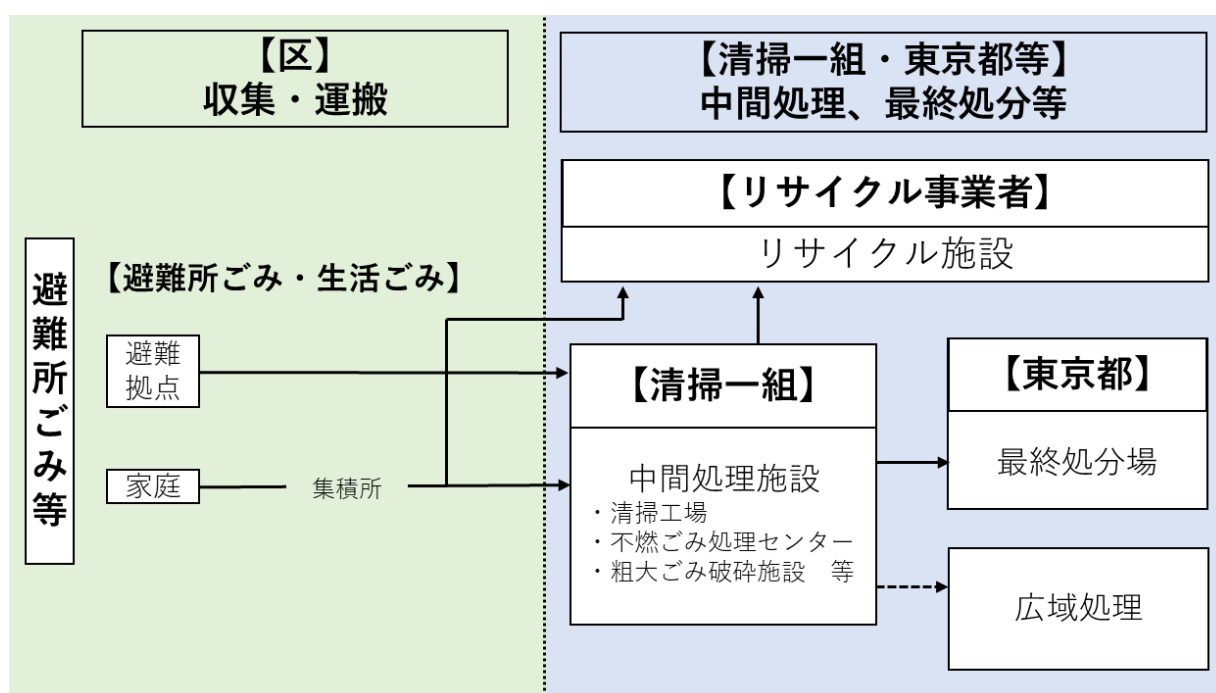
(1) 避難所ごみ・生活ごみの処理の流れ

災害時においても、公衆衛生の確保・生活環境の保全のため、生活を送る上で発生するごみの収集は可能な限り継続します。収集した避難所ごみ・生活ごみは、清掃一組が管理・運営する清掃工場等に搬入し、焼却等の中間処理を行った後、最終処分されます。清掃工場等が大きな被害を受けている場合などは、東京都を通じて他道府県への広域支援を要請します。避難所ごみ・生活ごみの処理に係る各主体の役割は表2-9のとおり、避難所ごみ・生活ごみの処理の流れは図2-17のとおりです。

表 2-9 避難所ごみ・生活ごみの処理に係る各主体の役割

主体	役割
区	・ 避難所ごみ・生活ごみの収集・運搬を担います。
清掃一組	・ 清掃工場等を管理・運営します。 ・ 搬入された避難所ごみ・生活ごみを焼却する等、中間処理を行います。
東京都	・ 清掃工場等から生じる灰等の最終処分を行います。 ・ 状況に応じて、他道府県による広域支援の調整を行います。

図 2-17 避難所ごみ・生活ごみの処理の流れ



(2) 避難所ごみ・生活ごみに係る発災初動期の対応事項

発災初動期は、庁舎や職員の被災、道路交通網への交通規制等、混乱した状況下で生活ごみの収集・運搬といった平常時の業務を継続することに加え、避難所ごみの処理に着手する必要があります。

これらを実行するためには、区内の被害状況の確認だけでなく、23区全域での清掃工場等の被害状況の確認、雇上業者等の車両の被害状況の確認等が必要になります。

そこで、大規模震災が発生した場合は、原則として3日間収集作業を中止し、各種被害状況の把握、作業人員・車両の確保、実施可能な収集体制の構築、安全な運搬ルートの確認、戸別訪問収集対象者の安否確認および救護等を行います。

避難所ごみ・生活ごみについて、発災初動期に対応すべき事項を整理すると、表2-10のとおりとなります。

表 2-10 発災初動期の対応事項一覧

対応事項
<u>共通事項</u> ・ 職員の参集状況の確認、庁舎等の被災状況の確認 ・ 収集・運搬車両等の被災状況の把握 ・ 廃棄物処理関連施設の被害状況の把握および安全性の確認 ・ 収集・運搬体制の構築 ・ ごみ量推計・ごみ処理実施計画の策定 ・ 収集・運搬の実施 ・ 清掃工場等への搬入調整
<u>避難所ごみ</u> ・ 避難拠点等の開設状況の把握 ・ 避難所ごみの収集・運搬の実施方法の検討 ・ 避難所ごみの排出方法に係る周知・収集日時に係る情報共有 ・ 感染性廃棄物への対策
<u>生活ごみ</u> ・ 集積所等の被災状況の把握 ・ 生活ごみの収集・運搬の実施方法の検討 ・ 生活ごみの排出方法・収集の実施状況に係る情報提供

(3) 避難所ごみ・生活ごみに係る対応事項

避難所ごみ・生活ごみには、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）が多く含まれるため、生活環境の保全上、早急に処理する必要があります。

また、避難所ごみは、表2-11に示すとおり、非常食の容器や使用済み携帯トイレ・簡易トイレ等の平常時とは異なるごみが発生します。

表 2-11 避難拠点等で発生する廃棄物の例

種類	発生源	管理方法等
腐敗性のあるごみ （生ごみ等）	残飯等	悪臭やハエ等の害虫の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し、早急に処理する。
段ボール	食料・水の梱包	分別保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	分別して保管し、資源として処理する。
ペットボトル	水の容器	
缶詰の缶	食料の容器	
使用済み携帯トイレ・簡易トイレ	トイレの利用	感染や臭気の面からできる限り密閉する管理が必要。
感染性廃棄物 （注射針、血の付着したガーゼ等）	医療行為	保管のための専用容器の安全な設置および管理、収集方法に係る調整等が必要。

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 16-1】避難所における分別例から一部抜粋および改変

ア 発災時の対応（初動期、応急対応（前半））

(7) 被害状況の把握・情報収集

- ・ 災害対策本部等を通じて、避難拠点等の開設状況を把握し、各避難拠点等の避難者数・ライフラインの被害状況等を確認します。あわせて、区内における道路の被害状況、交通規制の状況等を確認します。
- ・ 戸別訪問収集を行っている世帯の安否確認を行いつつ、区内の集積所の被害状況の把握に努めます。

- ・ 区所有の収集・運搬車両の被災状況、雇上業者、資源回収委託事業者、区内の一般廃棄物収集運搬業者等の被災状況を把握します。
- ・ 特別区災害廃棄物処理対策本部等を通じて、東京都や清掃一組が管理・運営する廃棄物処理施設の被災状況および復旧見通しを把握します。また、区内にある練馬清掃工場および光が丘清掃工場周辺の道路の被害状況等について確認し、特別区災害廃棄物処理対策本部へ報告します。
- ・ 区内の不燃ごみ・粗大ごみ中継施設や、民間業者が管理する古紙、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源の中間処理施設の被害状況および復旧見通しを把握します。

(イ) 体制構築

- ・ 収集・運搬車両の必要台数を検討した上で、清掃協議会に配車を要請します。
- ・ 区所有の収集・運搬車両、清掃協議会による配車車両等だけでは必要とする台数を確保できない場合、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域の支援要請を行います。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集・運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間等を連絡します。
- ・ 区内の被災状況、避難拠点等の開設状況、収集・運搬に必要な人員・車両の確保状況、廃棄物処理関連施設の稼働状況等を踏まえ、原則3日間の収集の停止および再開後の分別ルール等を検討し、決定します。あわせて、安全かつ効率的な収集ルートを作成、収集体制の構築を図ります。
- ・ 体制構築に当たっては、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社等の協力協定事業者等と連携を取り、必要な人員・車両等を確保します。

(ロ) 周知広報

- ・ 発災直後、生活ごみの収集を中止する旨の周知を行います。
- ・ 臨時的な分別区分の変更、避難所ごみ・生活ごみの排出場所・排出方法など、区民に提供すべき内容について検討し、区民に周知します。
- ・ 周知に当たっては、ごみ出しが困難な高齢者や障害者、高層マンションの居住者等にも配慮するとともに、外国人居住者にも正確な情報が伝わるよう留意します。

(ハ) 実施計画等の策定、収集・運搬の実施

- ・ 被災状況および避難の状況を踏まえた区内人口や避難者数を基に避難所ごみ・生活ごみの発生量を推計し、推計結果を東京都および災害対策本部へ報告します。

- ・ 避難所ごみ・生活ごみの収集・運搬に必要な車両・人員等を算定し、災害時における避難所ごみ・生活ごみの収集・運搬作業に係る計画を策定します。
- ・ 前記計画に基づき避難所ごみ・生活ごみの収集・運搬を行います。再開時は、生ごみを含む可燃ごみの収集・運搬を優先的に行います。収集した可燃ごみは、原則として清掃一組が管理する清掃工場に搬入します。
- ・ 通常の処理ルートでの処理が困難な場合、特別区災害廃棄物処理対策本部を通じて東京都へ広域での支援要請を行います。

※ 発災時は、資料編1「災害廃棄物等の発生量の推計方法」(2)を用いて避難所ごみの発生量の推計を行う。

イ 発災時の対応（応急対応（後半）以降）

- ・ 収集・運搬体制を段階的に平常時の体制に移行します。
- ・ 分別区分や避難所ごみ・生活ごみの排出場所・排出方法の見直しがあった場合、区民に向けて随時周知します。
- ・ 応急仮設住宅等の設置状況・入居状況等を把握します。応急仮設住宅等の管理・運営者と協議し、臨時的な集積所の位置、収集頻度等を決定の上、収集を実施します。

ウ 平常時の対策

- ・ 道路状況等により通常の集積所まで車両が入れない場合の対応を検討します。
- ・ 避難所ごみは、平常時の生活ごみとは組成が異なることを考慮し、あらかじめ分別区分や収集頻度等について検討します。
- ・ 避難拠点等におけるごみの排出方法や集積場所等について、避難拠点等の運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整します。
- ・ 区内の収集・運搬車両の台数、委託・直営の区分、委託先等の情報を整理します。
- ・ 廃棄物処理関連施設の被害状況等を迅速に確認できるよう、連絡先一覧を作成します。特に民間業者が管理する施設については、確実に連絡が取れるよう、連絡方法等を相互に確認します。

(4) 事業系一般廃棄物の収集・運搬、処理

事業系一般廃棄物は、発災直後、経済活動が一時的に停滞することで、一定期間排出量が減少する可能性があります。その後、経済活動が再開すると排出量は

増加傾向となることが想定されます。

事業系一般廃棄物に関しては、原則として排出事業者の責任において処理されるか、一般廃棄物収集運搬業者に委託して清掃工場等へ搬入されます。清掃工場等の稼働状況によっては、処理体制に大きな影響が見込まれます。

一方で、平常時において、小規模事業者等については、家庭系一般廃棄物の収集に支障がない範囲において、区が収集・運搬しています。災害時に発生する廃棄物の処理と並行して小規模事業者等が排出する事業系一般廃棄物への対応が必要になった場合、区の収集体制に過大な負荷がかかることが懸念されます。

これらの状況を踏まえ、必要に応じて、排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

また、平常時から、協力要請に係る基準・要請方法等について検討するとともに、発災時は事業系一般廃棄物の清掃工場等への搬入が困難になる場合や小規模事業者等の収集を中止することがあること、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者と災害時の対応についてあらかじめ協議することの必要性について周知・啓発します。

2.4 し尿の処理

(1) し尿の処理の流れ

練馬区地域防災計画では、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレの組合せにより災害用トイレを確保することとしています。このことから、災害時におけるし尿処理は、マンホールトイレによる処理と、使用済みの携帯トイレ・簡易トイレ（以下「使用済み携帯トイレ等」といいます。）の処理が原則となります。

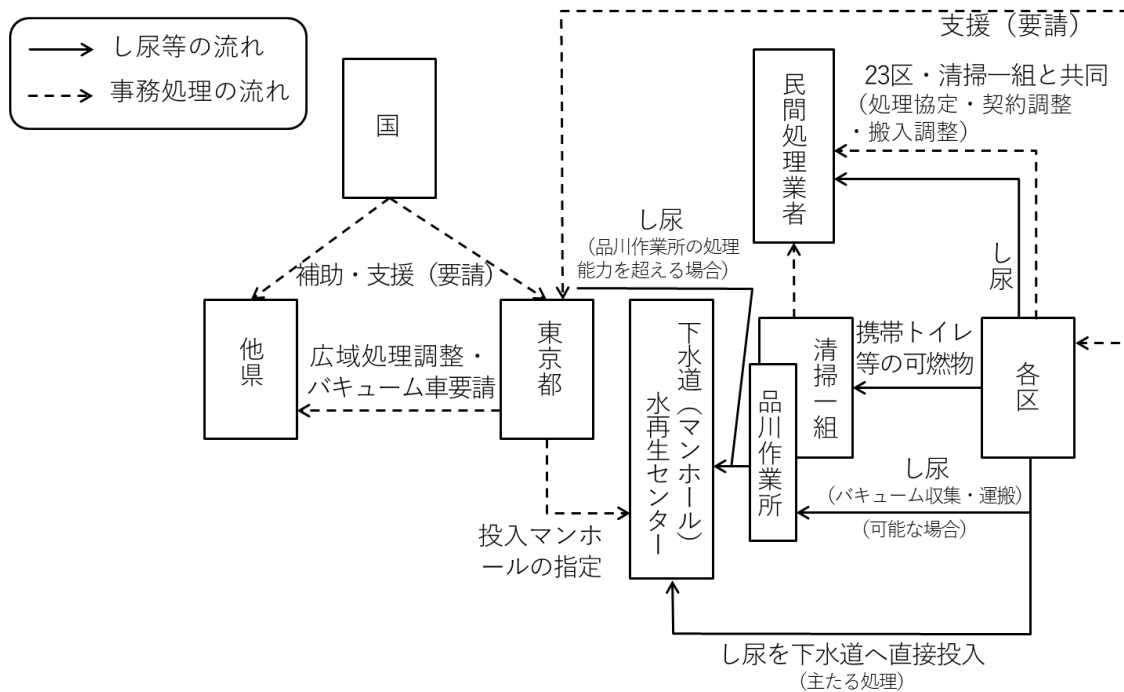
マンホールトイレを使用する場合、下水道処理がなされるため、特に収集等の対応は発生しません。しかし、発災時に上下水道の機能に支障がある場合、携帯トイレ・簡易トイレによるし尿の排出が見込まれます。発災時は使用済み携帯トイレ等の収集・運搬体制の構築、処理施設の確保が急務となります。

また、被害状況によっては仮設トイレ等を設置する場合もあるため、仮設トイレ等への対応も想定しておく必要があります。

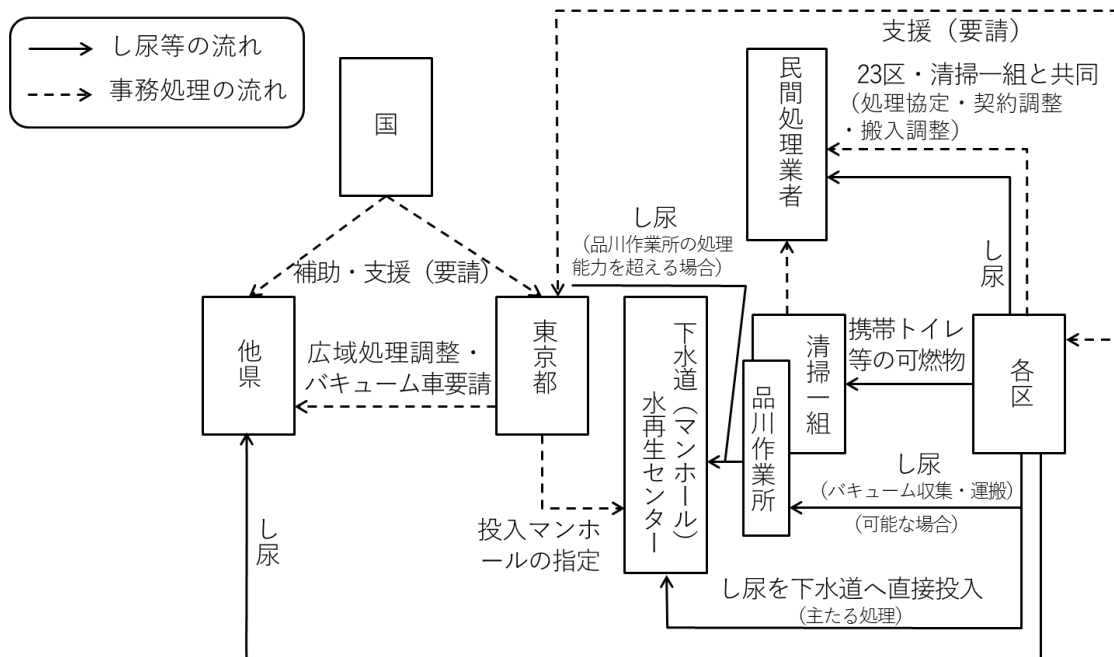
し尿処理の流れは図2-18のとおりです。

図 2-18 し尿処理の流れ

① 発災～1週間程度までの対応



② 発災～1週間程度以降の対応



(2) し尿の処理に係る発災初動期の対応事項

発災時、区では早期にし尿の排出方法、排出場所、排出量を推計し、東京都・協力協定事業者等と連携し、収集・運搬、処理体制を構築する必要があります。

し尿の処理の遅れは、公衆衛生・生活環境の悪化等、区民生活に影響を及ぼします。遅れが生じないよう災害時のし尿の処理対応について、発災初動期に対応すべき事項を整理すると、表2-12のとおりとなります。

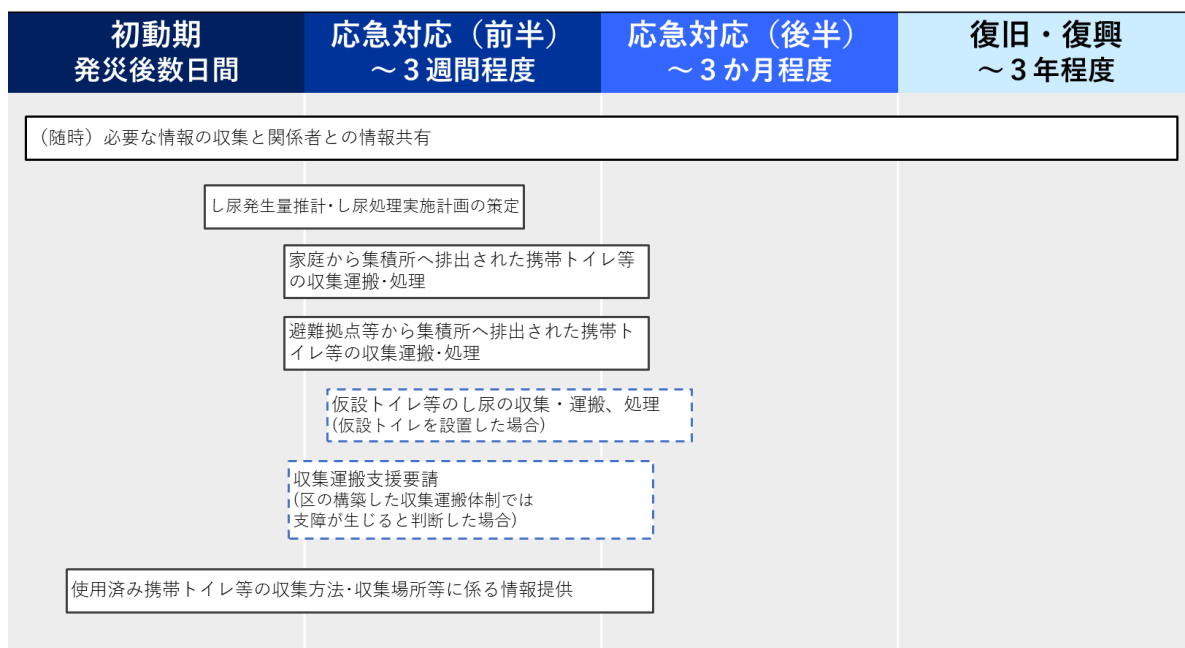
表 2-12 発災初動期の対応事項一覧

対応事項
・ 上水道設備の被災状況の情報収集 ・ 下水道施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・ 清掃一組管理施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・ 民間し尿処理施設の被災状況・稼働状況の情報収集 ・ 協力協定事業者等の被災状況の把握 ・ し尿発生量推計・し尿処理実施計画の策定 ・ 家庭から集積所へ排出された使用済み携帯トイレ等の収集・運搬 ・ 避難拠点等から排出された使用済み携帯トイレ等の収集・運搬 ・ 仮設トイレ等のし尿の収集・運搬、処理 ・ 使用済み携帯トイレ等の排出方法等に係る周知

(3) し尿に係る対応事項

し尿の収集・運搬、処理の発災後における対応フローは図2-19のとおりです。

図 2-19 し尿の収集・運搬、処理の発災後における対応フロー



ア 発災時の対応

- ・ 災害対策本部等を通じて、区内の上下水道の被害状況、仮設トイレの設置状況等を確認します。
- ・ 東京都や特別区災害廃棄物処理対策本部等から提供されるし尿処理施設の被災状況、復旧見通し等の情報を集約します。
- ・ し尿の収集・運搬等に係る協力協定事業者等の被災状況等を把握します。
- ・ 収集した情報を基に、排出方法ごとのし尿の発生量を推計します。
- ・ し尿発生量の推計結果を踏まえ、必要な資機材（吸上車（バキューム車）、使用済み携帯トイレ等を収集するための車両等）の量や確保可能な資機材の量、収集計画を記載したし尿収集処理実施計画を策定します。
- ・ 必要な資機材は、協力協定事業者等からの調達を基本とします。ただし、区が確保できる資機材のみでは対応できない場合は、東京都に応援を要請します。
- ・ 使用済み携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集します。ただし、避難拠点等（光が丘団地のような中高層住宅が集積している場所を含みます。）では、大量の使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の可燃ごみとは分けて、使用済み携帯トイレ等のみを収集できる体制を構築します。収集した使用済み携帯トイレ等は、特別区災害廃棄物処理対策本部と調整の上、清掃工場等に搬入します。
- ・ 使用済み携帯トイレ等の排出場所・排出方法等について適宜検討し、区民

に情報提供を行います。

- ・ 仮設トイレ等が設置された場合は、仮設トイレ等の収集作業計画を策定し、協力協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として清掃一組が管理する品川清掃作業所としますが、被災状況、処理量、交通状況等に応じ、東京都が管理する水再生センターや指定マンホールに投入します。

※ 発災時は、資料編 1「災害廃棄物等の発生量の推計方法」(3)を用いてし尿の収集量の推計を行う。

イ 平常時の対策

- ・ し尿の収集・運搬に関する支援が想定される協力協定事業者等と災害時における対応を協議します。
- ・ 避難拠点等における使用済み携帯トイレ等の分別ルールについて、避難拠点等の運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整します。

第3章 組織体制、関係主体との協力・連携等

3.1 組織体制の確立

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するには、速やかな区内組織体制の構築および指揮命令系統の確立が必須です。清掃一組や東京都をはじめとした各主体と連携するとともに、各々の担当が共通認識の下で日々の業務を行っていく必要があります。

災害時に発生する廃棄物処理の組織体制の主体は、災対環境部清掃班とし、東京都との連携を円滑に行うため、東京都の体制を踏まえ、総務、資源管理、処理、受援の4つのグループで対応に当たります。組織体制図は図3-1のとおりです。また、各種協定や国の支援制度等も活用して、他自治体等からの人的支援も想定します。

なお、発災初動時には、特に総括、指揮を担う意思決定部門は業務量の増加が想定されるため、二人以上の責任者体制を取れるよう調整を行います。災害時に発生する廃棄物の処理に必要な各グループ・担当の主な業務内容は表3-1のとおりです。

- ★ 風水害の場合、局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営めます。平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要なことから、原則として平常時の体制の延長で対応します。

図3-1 組織体制図

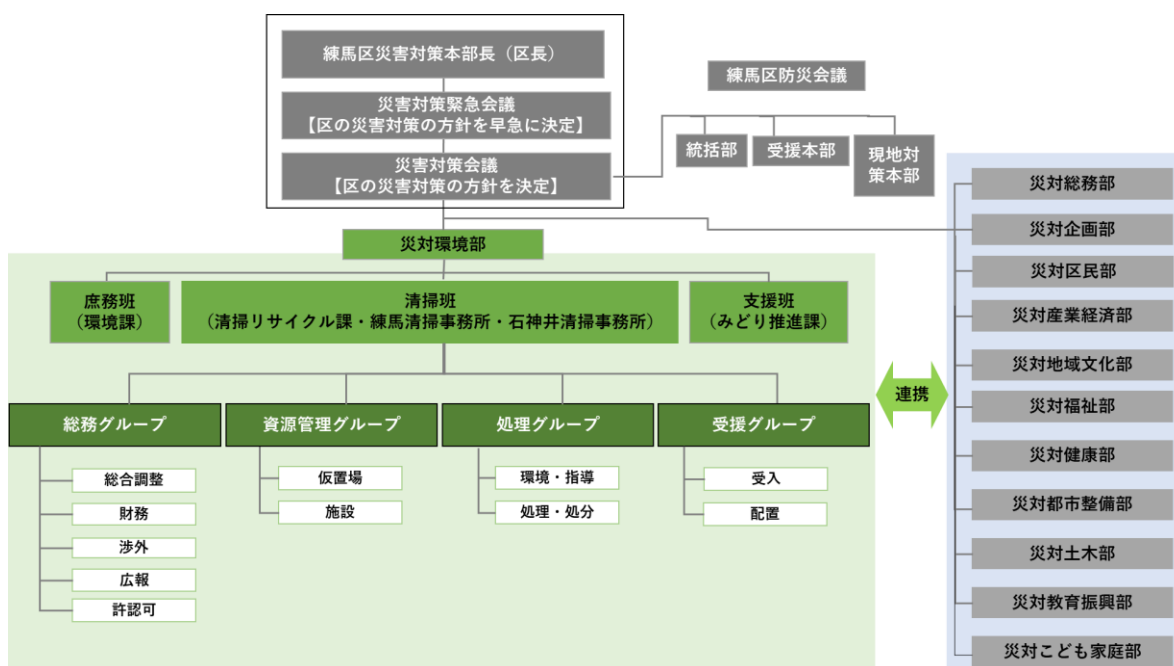


表 3-1 各グループ・担当の主な業務内容

グループ	担当	主な業務内容
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定
		指揮命令、総括および調整会議の運営
		災害対策本部、災対各部等との連絡調整
		災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物の発生量・要処理量の把握・推計 ・必要な一次仮置場等の面積等の把握
		全般に関する進行管理
	財務	予算管理（要求、執行状況の把握等）
		各種業務の契約手続、支払業務等
		国庫補助等に係る各種手続、災害報告書の作成等
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供
	広報	区民等への災害時に発生する廃棄物処理に関する広報
		区民等からの問合せ、苦情への対応
		パブリシティ
	許認可	処理業の許認可および施設の許認可
資源管理	仮置場	一次仮置場等の確保・設置・運営
		一次仮置場等における環境モニタリング
	施設	廃棄物処理関連施設の被害情報の把握
		廃棄物処理関連施設の復旧
		被災施設の代替施設の確保
		必要資機材の管理・確保
処理	処理・処分	収集車両の被災状況の把握
		避難所ごみ・生活ごみの収集・運搬
		し尿の収集運搬、処理
		道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		公費解体等への対応（窓口業務、り災証明書交付業務との連携、撤去現場立会等）
		災害廃棄物の収集・運搬、処理
		最終処分に関する調整
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導	民間事業者の指導
		不法投棄、不適正排出対策
受援	受入	応援の受入管理、受援内容の記録
	配置	受け入れた応援の配置先管理、応援側と受援側のマッチング

3.2 関係主体との協力・連携

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、関係行政機関だけでなく区民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築します。

(1) 発災時の対応

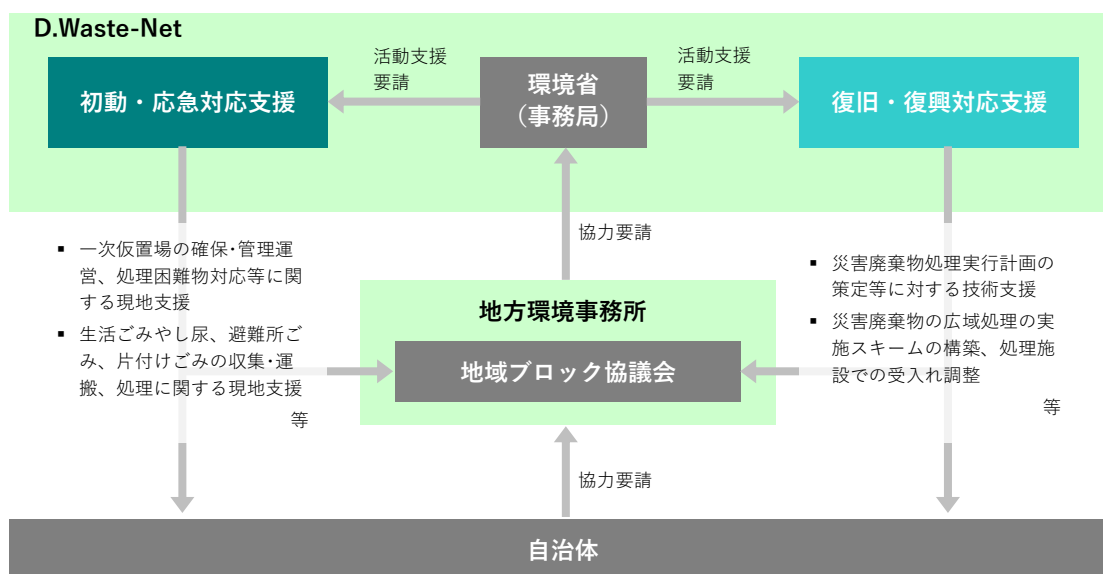
国（環境省本省、関東地方環境事務所）や東京都、清掃一組、清掃協議会等の関係行政機関や廃棄物処理事業者などの民間事業者団体等、各主体との協力・連携体制を構築し、適正かつ円滑・迅速に災害時に発生する廃棄物の処理を推進します。

なお、支援が必要な場合は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）※1、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）※2 等に基づき、支援を要請します。

また、被災地における生活環境の保全、適正かつ迅速・円滑な廃棄物処理の推進のため、正確な情報伝達を通して、区民、災害ボランティア・災害ボランティア団体、事業者等への協力・連携を働きかけます。

※1 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

- ・ 国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク
- ・ 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による支援スキーム

※2 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

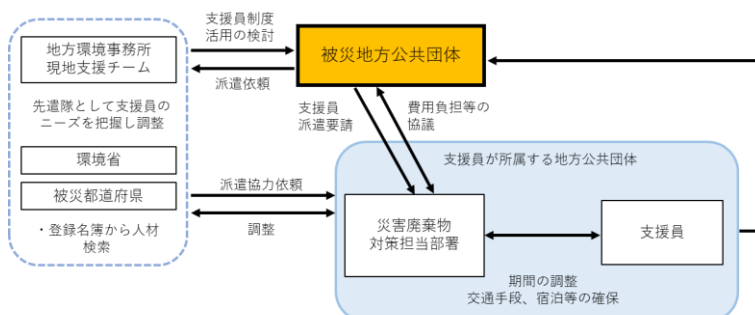
- ・ 災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度で、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行います。
- ・ 被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、つぎの①・②の支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではありません。
- ・ また、都道府県や環境省から支援員の派遣に向けた調整を行うことがあります。

① 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整

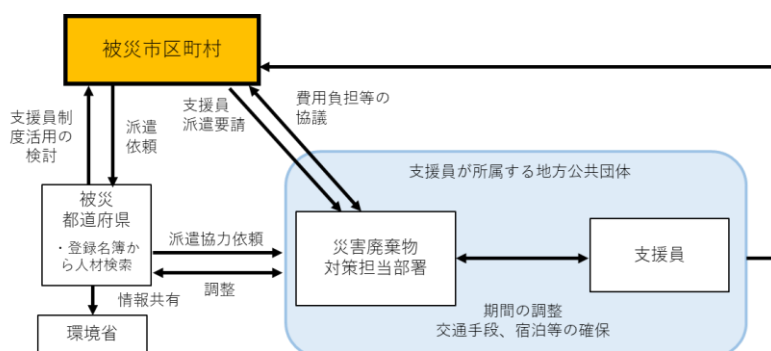
被災自治体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるよう、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行います。

② 個別課題の対応に係る助言・調整

災害廃棄物の収集運搬、仮置場の開設・管理・運営、処理、災害廃棄物処理実行計画策定等の個別課題の対応に対して、知見・経験を基に助言、情報提供および関係者との調整を行います。



【国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】

出典：災害廃棄物処理支援員制度について【解説】（令和4年4月 環境省）

より一部抜粋および改変

表 3-2 各主体との協力・連携内容

主体	協力・連携内容、支援内容等
国 (環境省本省、関東地方環境事務所)	・災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)や関東ブロック協議会が策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」に基づく支援チームによる技術的な指導・助言 ・災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに基づく関係省庁、東京都、区との総合調整 ・災害対策基本法第86条の5に基づく代行処理
東京都	・災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言 ・災害時に発生する廃棄物の最終処分の実施、し尿の下水道投入の許可 ・他道府県への広域処理の要請 ・地方自治法第252条の14に基づく事務委託による処理
23 区 特別区災害廃棄物処理初動本部・対策本部	・23 区の相互協力体制の基での災害廃棄物の共同処理 ・関係者間の情報の収集、整理および共有化 ・二次仮置場および仮設処理施設の設置および運営の調整
清掃一組	・清掃工場等における災害時に発生する廃棄物の中間処理 ・くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理
清掃協議会	・廃棄物の収集および運搬に係る雇上車両の配車手配
支援自治体 協定締結自治体	・協定に基づく行政人員に関する支援 ・協定に基づく必要資機材等の支援 ・災害時に発生する廃棄物の収集・運搬、処理等に係る支援
協力協定事業者等	・業務委託による必要資機材の提供等 ・業務委託による災害廃棄物等の収集・運搬、処理等

(2) 平常時の対策

発災後、速やかに各主体との協力・連携体制が構築できるよう、国や東京都が主催する研修・セミナー・会議等への参加、災害時の廃棄物対応に関する訓練、その他定期的な情報交換等を行い、平常時から連携体制を強化・顔の見える関係を構築します。

3.3 各種協定

発災時は、区が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時に発生する廃棄物の処理を推進します。

※ 資料編 5 に「関係する協定一覧」を掲載している。

(1) 発災時の対応

区が必要とする支援について把握・調整し、各種協定に基づき、協力協定事業者等に対して速やかに支援を要請します。

(2) 平常時の対策

協力協定事業者等と訓練等を実施し、その結果を通じて、協定内容の点検・見直しを行います。課題がある場合は、協力協定事業者等と協議・調整し、必要に応じて、協定内容を改定します。

災害時に課題が明らかになった場合、業務対象範囲、要請手順、使用様式等について関係者と協議・調整し、必要に応じて協定内容を改定します。

また、新たな協定の必要性について適宜検討します。

3.4 受援体制の構築

区が被災した場合は、協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。

他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を要することを踏まえ、対応事項に優先順位をつけ、受援体制を構築します。

「いつ」「誰に」「何を」「どうやって」支援を受けるかを明確にし、支援を最大限活用します。

表 3-3 想定される支援内容および支援主体

支援内容（例）		国・ 学識経験者	他自治体	民間事業者	災害 ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等	 全体を通しての助言	○		
実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定の補助等		○	○	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○	○	
契約	契約事務補助等		○		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○		
ごみの排出	被災宅でのごみ出し、分別作業避難拠点等での分別補助		○		○
収集・運搬	避難所ごみ・生活ごみ、し尿等の収集・運搬		○	○	
情報収集 現地確認	発災後の対応状況等に係る情報収集 一次仮置場等の状況に係る現地確認		○	○	
一次仮置場等の 管理・運営	一次仮置場等の運営 管理状況の監督等		○	○	
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	住民への広報		○		○

3.5 区が支援する場合の対応

他自治体において災害が発生し、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等に基づく支援要請があった場合や、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」に基づき支援要請があった場合などは、東京都や環境省と連携して可能な限り支援を行います。

また、特別区長会を通じて廃棄物の収集・運搬等業務について支援要請があった場合は、23区全体での調整結果を踏まえ、適切に対応します。

3.6 訓練、周知・啓発

災害時に発生する廃棄物への対応力の向上のため、平常時から、職員の訓練、区民への周知・啓発に取り組みます。

(1) 職員の訓練等

本処理計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。加えて、災害時に速やかに行動できるよう、マニュアルを整備します。

また、協力協定事業者と共同での訓練の実施、国や東京都が実施する研修や訓練への参加等により、災害対応力の向上を図ります。

なお、訓練等によって得られた気付きや課題などをフィードバックし、本処理計画の見直し等を行い、より実効性のあるものとしていきます。

(2) 区民・事業者への周知・啓発

区民・事業者に向けて災害時に発生する廃棄物への対応について周知・啓発を行います。主な周知・啓発方法は表3-4のとおりです。

表 3-4 区民・事業者への周知・啓発方法（例）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 区ホームページでの本処理計画の周知・ 防災の手引き等への災害時に発生する廃棄物への対応に係る情報揭示・ 区報等での特集・ 環境イベント等でのパネル展示・ 事業者向け講習会等での災害時の廃棄物処理に係る情報提供・情報共有等 |
|--|

3.7 本処理計画の見直し

本処理計画の実効性を向上させるため、関連する計画の修正や法令改正があった場合は、本処理計画の見直しの必要性を検討し、適宜、修正・改定を行います。

表 3-5 本処理計画の見直しを検討する場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・練馬区地域防災計画が修正された場合・都の被害想定が更新された場合・関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）の改正や関連計画、災害廃棄物対策指針が改定された場合・災害時に発生する廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合・訓練等を通じて、本処理計画の内容に改善点が見られた場合・災害時に発生する廃棄物処理に関する区市町村間での協定や事業者との協定等の内容および実効性を確認し、本処理計画の内容に改善点が見られた場合・23区での共同処理に係る検討において、内容の変更等が生じた場合・その他、本処理計画の内容に影響がある各種見直しや社会情勢の変化があった場合等 |
|--|

資料編

1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

(1) 災害廃棄物の発生量推計

ア 本処理計画における推計

(7) 推計式

【発生量】

(木造全壊棟数 + 木造半壊棟数 / 2) × (1 棟当たり床面積) × (木造床面積当たり瓦礫重量)
+ (非木造全壊棟数 + 非木造半壊棟数 / 2) × (1 棟当たり床面積) × (非木造床面積当たり瓦礫重量)
+ (焼失棟数) × (1 棟当たり床面積) × (焼失床面積当たり瓦礫重量)
+ (津波による全壊棟数 + 津波による半壊棟数 / 2) × (津波損失棟数当たり瓦礫重量)

※首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 東京都防災会議）から一部抜粋

(i) 推計条件

建物区分	被害区分	被害棟数	1 棟当たり床面積	床面積当たり瓦礫重量
木造	全壊	2,169棟	105.0㎡	0.6t/㎡
	半壊	8,679棟		
	焼失	11,004棟		0.23t/㎡
非木造	全壊	324棟	412.3㎡	1.0t/㎡
	半壊	1,253棟		

※首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 東京都防災会議）を基に設定

(ii) 推計結果

建物区分	被害区分	発生量
木造	全壊	136,649t
	半壊	273,400t
	焼失	265,764t
非木造	全壊	133,506t
	半壊	258,430t
合計		1,067,749t

(I) 災害廃棄物の組成

コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃	合計
719,908 t	108,492 t	33,287 t	15,214 t	190,848 t	1,067,749 t

イ 発災時における推計

令和5年4月に、国から新たな災害廃棄物発生量の推計式が示されたため、発災時には、つぎの推計式を用いて災害廃棄物発生量推計を行う。

推計式の種類とその適用範囲

種類	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物全体量	推計式【1】			
片付けごみ発生量	推計式【2】			

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法から一部抜粋および改変

災害廃棄物全体量 推計式【1】

$$Y = Y1 + Y2$$

Y：災害廃棄物全体量 (t)

Y1：建物の解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)

Y2：建物の解体以外に発生する災害廃棄物量 (t) ※1

※1 Y2については、状況に応じて、推計式2を活用することを検討する。

$$Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$$

被災棟数 (棟) X1、X2、X3、X4

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊

a：災害廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$$

A1：木造床面積 (㎡/棟) 105.0、A2：非木造床面積 (㎡/棟) 412.3 ※2

※2 発災時は最新の「東京都統計年鑑」を基に算出することとする。

a 1 : 木造建物発生原単位 (t/m²) 0.5

木造 (焼失) 建物発生原単位 (t/m²) 0.3 ※ 3

a 2 : 非木造建物発生原単位 (t/m²) 1.2

非木造 (焼失) 建物発生原単位 (t/m²) 1.0 ※ 3

※ 3 火災焼失に伴う災害廃棄物発生量を推計する際には、火災焼失に伴う建物の減量率を掛け合わせた発生原単位を用いて算出することとする。

r 1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (一)

r 2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (一)

倒壊棟数の木造・非木造比率 木造87.1%、非木造12.9%

b 1 : 全壊建物解体率 (一) ※ 4

地震 (揺れ) 0.75 (1)、地震 (津波) 1.00、水害及び土砂災害0.5

※ 4 対象が焼失した建物の場合は、全壊建物解体率を1に設定する等実態に併せて全壊建物解体率を修正することとする。

b 2 : 半壊建物解体率 (一) ※ 5

地震 (揺れ) 0.25 (0)、地震 (津波) 0.25 (0)、水害及び土砂災害0.1 (0)

※ 5 区が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定する等実態に併せて半壊建物解体率を修正することとする。

$$Y 2 = (X 1 + X 2) \times CP$$

CP : 片付けごみおよび公物等量発生原単位 (t/棟)

地震 (揺れ) 53.5、地震 (津波) 82.5、水害30.3、土砂災害164

片付けごみ量 推計式【2】

【地震】

$$C = (X 1 + X 2 + X 3 + X 4 + X 5) \times c$$

【水害】

$$C = (X 1 + X 2 + X 3 + X 4 + X 5 + X 6 + X 7) \times c$$

C : 片付けごみ発生量 (t)

被災棟数 (棟) X 1、X 2、X 3、X 4、X 5、X 6、X 7

添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊、
5 : 住家一部破損、6 : 床上浸水、7 : 床下浸水

c : 片付けごみ発生原単位 (t/棟)

地震 (揺れ) および地震 (津波) 2.5、水害および土砂災害1.7

(2) 避難所ごみの発生量推計

ア 推計式

【避難所ごみの発生量】

避難所避難者数（人）×発生原単位（g／人・日）

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

イ 本処理計画における推計

(7) 推計条件

避難所避難者数：86,558人（練馬区地域防災計画から引用）

発生原単位：530.5g（粗大ごみを除くごみ・資源の収集実績から算出）

生活系ごみ排出量÷人口÷年間日数

可燃ごみ収集量：110,621t（令和5年度実績）

不燃ごみ収集量：3,837t（同上）

集積所等からの資源回収量：29,346t（同上）

人口：740,595人（令和5年10月1日時点）

年間日数：366日（令和5年度日数）

(i) 推計結果

$$\begin{aligned}\text{避難所ごみ量} &= 86,558 \text{ 人} \times 530.5 \text{ g} = 45,919,019 \text{ g} \\ &\div 46 \text{ t} / \text{日}\end{aligned}$$

(3) し尿の収集量推計

ア 推計式

【し尿の収集量】

災害時におけるし尿収集必要人数 × 1 人 1 日平均排出量

災害時におけるし尿収集必要人数 = 避難所避難者数 + 断水によるし尿収集必要人数

断水によるし尿収集必要人数 = (人口 - 避難所避難者数) × 上水道支障率 × 1 / 2

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法から一部抜粋および改変

イ 本処理計画における推計

(7) 推計条件

災害時におけるし尿収集必要人数：133,649人

避難所避難者数：86,558人

断水によるし尿収集必要人数：47,091人

上水道支障率：14.4%（練馬区地域防災計画から引用）

1 人 1 日平均排出量：1.7 ℓ

(i) 推計結果

し尿収集量 = 133,649 人 × 1.7 ℓ = 227,203.3 ℓ

≒ 227,203kg

≒ 227t/日

2 一次仮置場の必要面積の算定方法

(1) 算定方法

発災時は、災害廃棄物対策指針技術資料【技18-2】で示された必要面積の算定方法のうち、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法に基づき一次仮置場の必要面積を算定する。

一次仮置場必要面積 算定式

必要面積＝仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

仮置量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間×搬入期間

見かけ比重：可燃物0.4（t／m³）、不燃物1.1（t／m³）

積み上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技18-2】仮置場の必要面積の算定方法から一部抜粋および改変

(2) 本処理計画における推計

ア 推計条件

災害廃棄物の発生量：1,067,749t

うち、可燃物：123,706t

うち、不燃物：944,043t

処理期間：発災後3か月目から30か月目までの28か月間

搬入期間：発災後3か月目から24か月目までの22か月間

イ 推計結果

(7) 可燃物の仮置量および必要面積

$$\text{仮置量} = \text{発生量}123,706\text{t} - \text{処理量}97,198\text{t} = 26,508\text{ t (A)}$$

$$\text{処理量} = 123,706\text{t} \div 28\text{か月} \times 22\text{か月} = 97,198\text{t}$$

$$\text{必要面積} = 26,508\text{t} \div 0.4 \div 5 \times (1 + 1) = 26,508\text{ m}^2 \text{ (B)}$$

(4) 不燃物の仮置量および必要面積

$$\text{仮置量} = \text{発生量}944,043\text{t} - \text{処理量}741,748\text{t} = 202,295\text{t (C)}$$

$$\text{処理量} = 944,043\text{t} \div 28\text{か月} \times 22\text{か月} = 741,748\text{t}$$

$$\text{必要面積} = 202,295\text{t} \div 1.1 \div 5 \times (1 + 1) = 73,562\text{ m}^2 \text{ (D)}$$

(7) 最大仮置量

$$A + C = 26,508\text{t} + 202,295\text{t} = 228,803\text{t}$$

(I) 一次仮置場必要面積

$$B + D = 26,508\text{m}^2 + 73,562\text{m}^2 = 100,070\text{m}^2$$

3 一次仮置場等候補地一覧

(1) 一次仮置場等の基本的な考え方

ここでは、一次仮置場等の設置基準に該当する公園、運動場等を候補地として掲載している。発災時は、区内における被害の程度、他用途との調整結果に応じて、主に候補地の中から必要な一次仮置場等を開設する。

なお、候補地については、適宜見直しを行う。

表 2-4 一次仮置場等の基本的な考え方（一部再掲）

	粗大置場	一次仮置場
場所	・ 中規模以上の区内の公園や運動場等に設置	・ 大規模な区内の公園や運動場等に設置
設置基準	・ 車両が通行する道路を確保 ・ 仮置きに使用できる面積がおおむね500㎡以上 ・ 被害の程度に応じ、区民が持ち込めるよう、可能な限り区内全域に設置	・ 大型車両が通行する道路を確保 ・ 仮置きに使用できる面積がおおむね5,000㎡以上 ・ 被害の程度に応じ、災害廃棄物の発生推計量进行处理するのに必要な面積を確保できるように設置

(2) 粗大置場候補地

地区	No.	名称	平時の用途	所在地	敷地面積(㎡)
練馬地区 (〒176)	1	高稲荷公園	公園	桜台6-40-1	13,036
	2	公園予定地	—	小竹町1-13	1,442
	3	北新井公園	公園	豊玉上1-23-4	3,306
	4	豊玉中公園	庭球場	豊玉中4-1-17	2,784
	5	豊玉錦公園	公園	豊玉中4-5-5	1,770
	6	徳殿公園	公園	豊玉南1-16-1	6,259
	7	ガラクタ公園	公園	貫井4-2-20	2,345
石神井地区 (〒177)	8	公園予定地	—	三原台2-10	723
	9	総合体育館	駐車場（東側）	谷原1-7-5	16,442
	10	みのわ公園	公園	谷原1-20-13	1,700
	11	高野台ひがし公園	公園	高野台2-21-3	1,062
	12	和田堀第二公園	公園	石神井町1-1-37	1,079
	13	長光寺橋公園	公園	石神井町1-1-58	4,052
	14	みんなの広場公園	公園	石神井町8-41-2	3,680
	15	向三谷公園	公園	下石神井1-3-39	3,711
	16	平成公園	公園	上石神井1-32-33	3,437
	17	上石神井東公園	公園	上石神井2-16-27	2,036
	18	けんか広場公園	公園	石神井台3-8-7	1,014
	19	武蔵関公園	公園	関町北3-45-1	48,966
	20	公園予定地	—	関町南1-3	1,057
	21	関町すずしろ公園	公園	関町南2-14-6	1,088
	22	わかば児童公園	公園	関町南4-12-19	2,496

地区	No.	名称	平時の用途	所在地	敷地面積 (㎡)
大泉地区 (〒178)	23	すずしろ公園	公園	大泉学園町5-14-36	2,107
	24	公園予定地	—	大泉学園町6-14	3,962
	25	大泉公園	公園	大泉学園町6-26-26	11,898
	26	大泉さくら運動公園	駐車場	大泉学園町9-4-5	43,797
	27	大泉町もみじやま公園	公園	大泉町3-23-1	18,897
	28	大泉つつじ公園	公園	東大泉7-6-17	1,559
	29	南大泉四丁目緑地	公園	南大泉4-5-11	959
	30	やまなみ公園	公園	西大泉2-12-20	3,909
	31	久保新田さくら公園	公園	西大泉4-16-1	3,858
	32	西大泉こさくっぱら緑地	公園	西大泉5-25-42	7,103
	33	西六いこい公園	公園	西大泉6-7-27	1,600
	34	むさしの広場公園	公園	西大泉6-19-39	1,335
光が丘地区 (〒179)	35	夏の雲公園	庭球場	光が丘3-5-1	54,033
	36	公園予定地	—	田柄2-17	2,377
	37	たがら公園	公園	田柄2-45-1	2,572
	38	ばなな公園	公園	田柄5-3-6	1,276
	39	ともだち公園	公園	田柄5-20-5	1,220
	40	春日公園	公園	春日町2-4-30	2,706
	41	はるさん公園	公園	春日町3-26-5	1,506
	42	春日町西公園	公園	春日町5-21-17	2,496
	43	わかみや公園	公園	高松1-40-1	1,188
	44	高松中央公園	公園	高松4-24-22	3,206
	45	高松大門公園	公園	高松6-30-1	1,746
	46	土支田けやき公園	公園	土支田2-12-2	3,150
	47	土支田公園	公園	土支田3-17-13	2,477
	48	土支田庭球場	庭球場	土支田4-31-24	9,199
	49	電車の見える公園	公園	北町1-38-23	3,579
	50	公園予定地	—	北町6-35	2,073
	51	平和台児童公園	公園	平和台1-25-3	2,480
	52	はやいち公園	公園	早宮1-47-11	1,637
	53	早宮公園	公園	早宮2-13-5	2,234

※ 粗大置場として使用できる面積の合計は約7万㎡である。

※ 表の中には今後整備する公園予定地を含んでいる。

(3) 一次仮置場候補地

No.	名称	平時の用途	所在地	敷地面積 (㎡)
1	練馬総合運動場公園	運動場	練馬2-29-10	30,612
2	学田公園	野球場	豊玉南3-32-27	10,886
3	中村かしわ公園	公園	中村1-17-1	14,674
4	公園予定地	—	富士見台1-20	5,175
5	東台野球場	野球場	石神井町1-11-32	12,029
6	上石神井こもれび公園	公園	上石神井3-2-26	6,259
7	石神井松の風文化公園	多目的運動場	石神井台1-33-44	47,735
8	立野公園	公園	立野町32-1	21,853
9	大泉学園町希望が丘公園	運動場	大泉学園町9-1-2	20,006
10	大泉さくら運動公園	多目的運動場・ 芝生広場	大泉学園町9-4-5	43,797
11	北大泉野球場	野球場	大泉町3-31-44	14,128
12	公園予定地	—	西大泉2-16	8,310
13	夏の雲公園	多目的広場・ 多目的運動広場	光が丘3-4-1	54,033

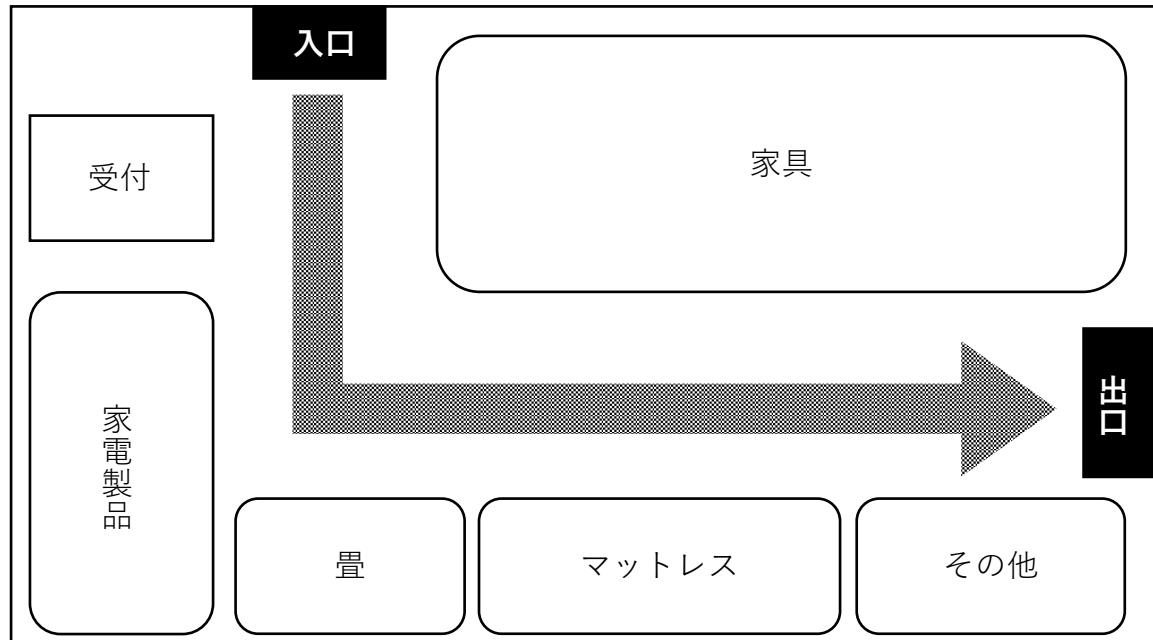
※ 一次仮置場として使用できる面積の合計は約11万㎡である。

※ 表の中には今後整備する公園予定地を含んでいる。

4 一次仮置場等のレイアウト（例）等

(1) 粗大置場

ア レイアウト（例）



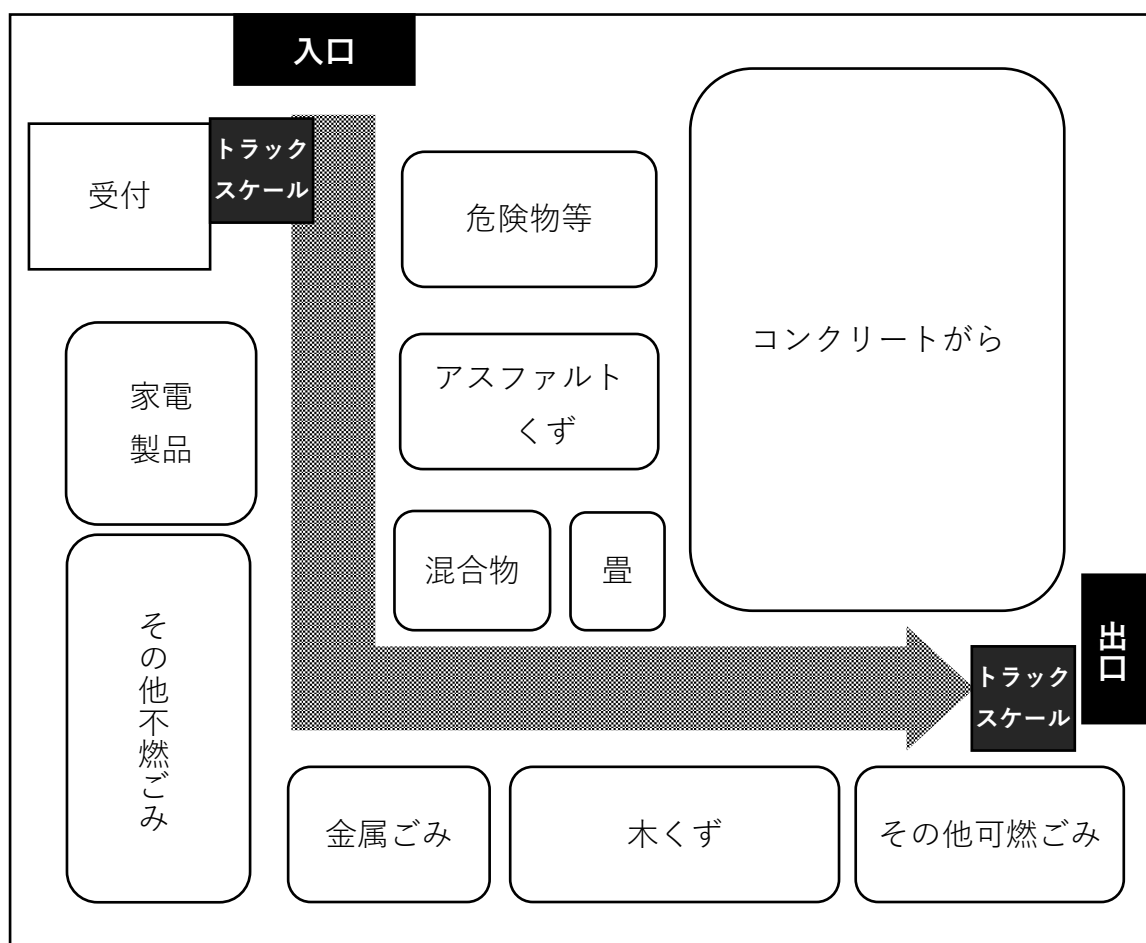
イ 管理・運営に必要な人員（例）

役割	説明
受付	・被災者確認、積荷チェック、台数カウント等
交通誘導	・接触事故等の防止や渋滞緩和のための車両誘導
荷下ろし補助	・重量物や大型ごみの荷下ろし補助
分別指導	・場内レイアウトや分別区分に基づく分別指導・案内
警備員	・不法投棄や有価物の持ち去り防止

- ・ 1つの粗大置場当たり、合計で5～10名程度の人員が必要

(2) 一次仮置場

ア レイアウト（例）



イ 管理・運営に必要な人員（例）

役割	説明
受付	・被災者確認、積荷チェック、台数カウント等
交通誘導	・接触事故等の防止や渋滞緩和のための車両誘導
荷下ろし補助	・重量物や大型ごみの荷下ろし補助
分別指導	・場内レイアウトや分別区分に基づく分別指導・案内
オペレーター	・保管・集積物の積上げや分別等を行う重機の操作
警備員	・不法投棄や有価物の持ち去り防止

- ・ 1つの一次仮置場当たり、合計で10～15名程度の人員が必要

5 関係する協定一覧

(1) 災害時の廃棄物対応に活用することが想定される協定

協定名称	協定内容	協定締結先
災害廃棄物の共同処理等に関する協定	・ 特別区災害廃棄物処理初動本部の設置 ・ 特別区災害廃棄物処理対策本部の設置	23区および東京二十三区清掃一部事務組合
災害時における災害廃棄物の収集および運搬に関する協定	災害廃棄物の収集および運搬	23区および一般社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合
災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	・ 災害廃棄物の撤去 ・ 災害廃棄物の収集および運搬 ・ 災害廃棄物の処理および処分 ・ 災害廃棄物の仮置場の造成および監理	23区および一般社団法人東京都産業資源循環協会、一般社団法人東京都中小建設業協会
災害時におけるし尿の収集および運搬に関する協定	し尿の収集および運搬	23区および一般社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合
災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	し尿の受入れならびに処理および処分	23区および株式会社京葉興業、株式会社太陽油化
し尿の収集、運搬および搬入に関する協定書	区域内のし尿の収集・運搬	中野運輸株式会社
災害時における清掃リサイクル事業の応急業務に関する協定書	・ 戸別訪問収集対象者の安否確認（清掃事業見守りサービス） ・ 災害廃棄物の応急収集業務	公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

(2) 今後締結を予定している協定

協定名称	協定内容	協定締結先
(仮称) 災害時における粗大ごみ一時置場の監理・運営等に関する協定	・粗大ごみ一時置場の監理・運営 ・避難所ごみ・生活ごみの収集および運搬 等	東京都環境衛生事業協同組合練馬区支部、練馬区リサイクル事業協同組合
(仮称) 災害時における一次仮置場の監理・運営に関する協定	一次仮置場の監理・運営	一般社団法人東京都産業資源循環協会

練馬区災害廃棄物処理計画

令和 7 年（2025 年）3 月

編集・発行 練馬区環境部清掃リサイクル課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

〔電 話〕 03-5984-1095

〔F A X〕 03-5984-1227

〔e-mail〕 SEISOUKANRI02@city.nerima.tokyo.jp